

1. 平成28年第2回郡上市議会臨時会議事日程（第1日）

平成28年4月19日 開議

日程1 仮議席の指定

日程2 議選挙第1号 議長の選挙について

2. 本日の会議に付した事件

日程1から日程2まで

日程3 議席の指定

日程4 会議録署名議員の指名

日程5 会期の決定

日程6 議選挙第2号 副議長の選挙について

日程7 議選任第1号 常任委員会委員の選任について

日程8 議選任第2号 議会運営委員会委員の選任について

日程9 議発第5号 広報広聴特別委員会の設置について

日程10 議発第6号 予算特別委員会の設置について

日程11 議発第7号 議会改革特別委員会の設置について

日程12 議発第8号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会の設置について

日程13 議発第9号 空き家・移住対策特別委員会の設置について

日程14 議選任第3号 広報広聴特別委員会委員の選任について

日程15 議選任第4号 予算特別委員会委員の選任について

日程16 議選任第5号 議会改革特別委員会委員の選任について

日程17 議選任第6号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員の選任について

日程18 議選任第7号 空き家・移住対策特別委員会委員の選任について

日程19 議案第69号 専決処分した事件の承認について（郡上市固定資産評価員の選任同意）

日程20 議案第70号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例等の一部を改正する条例）

日程21 議案第71号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））

日程22 議案第72号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））

日程23 議案第73号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市下水道事業特別会

計補正予算（専決第1号））

日程24 議案第74号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（専決第1号））

日程25 議案第75号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））

日程26 議案第76号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（専決第1号））

日程27 議案第77号 郡上市教育委員会委員の任命同意について

日程28 議案第78号 郡上市監査委員の選任同意について

日程29 議案第79号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について

日程30 議案第80号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程31 議案第81号 郡上市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例について

日程32 議案第82号 平成28年度郡上市一般会計補正予算（第1号）について

日程33 報告第3号 専決処分の報告について

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江
9番	兼山悌孝	10番	山田忠平
11番	古川文雄	12番	清水正照
13番	上田謙市	14番	武藤忠樹
15番	尾村忠雄	16番	渡辺友三
17番	清水敏夫	18番	美谷添生

4. 欠席議員は次のとおりである。（なし）

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置敏明	教育長	青木修
市長公室長	田中義久	総務部長	三島哲也
健康福祉部長	羽田野博徳	農林水産部長	下平典良

商工観光部長	福 手 均	建 設 部 長	古 川 甲子夫
環境水道部長	平 澤 克 典	教 育 次 長	細 川 竜 弥
会 計 管 理 者	乾 松 幸	消 防 長	川 島 和 美
郡上市民病院 事 務 局 長	尾 藤 康 春	国保白鳥病院 事 務 局 長	藤 代 求
郡 上 市 代表監査委員	齋 藤 仁 司		

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長 岡 文 男	議会事務局 議会総務課長	古 川 義 幸
議会事務局 議会総務課長 補 佐	加 藤 光 俊	議会事務局 議会総務課 主 査	武 藤 淳

○議会事務局長（長岡文男君） 皆さん、おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後、最初の議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

本日、出席議員中、山田忠平議員が年長の議員でございますので、御紹介をさせていただきます。山田議員、議長席のほうへよろしく願いいたします。

（年長議員 山田忠平議員 議長席に着く）

○臨時議長（山田忠平君） おはようございます。

ただいま紹介されました山田忠平であります。臨時議長ということで、議事の進行に皆様方の御協力をよろしくお願い申し上げたいと思います。

地方自治法第107条の規定によつての臨時の議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずもって、14日の熊本、大分両県の非常に大きな震災で、今、まだまだ地震が続いておりますし、被害が大きくなっておりますが、被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げ、何とか早く収束しますように願っておりますし、我々につきましても、日々、やはり安全について心がけなければいけないことを痛感した次第であります。よろしくお願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○臨時議長（山田忠平君） ただいまの出席議員は、18名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回の郡上市議会臨時議会を開会いたします。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、よろしく御了承願います。

（午前 9時30分）

◎仮議席の指定

○臨時議長（山田忠平君） 日程1、仮議席の指定を行います。

仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいま着席の議席をもって指定いたします。

なお、代表監査委員におかれましては、大変御多忙のところを出席いただき、まことにありがとうございます。

◎市長挨拶

○臨時議長（山田忠平君） それでは、ここで、日置市長より御挨拶をいただきます。

市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） おはようございます。

平成28年第2回郡上市議会臨時会の開会に当たりまして、御挨拶並びに提案説明、そして最後のほうで若干の御報告を申し述べます。

本日、平成28年第2回郡上市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には御参集をいただき、まことにありがとうございます。

まずもって、このたびの郡上市議会議員選挙において、激戦を勝ち抜かれまして、見事当選の榮に浴されました議員の皆様方に心からお祝いを申し上げます。

これからの4年間、議会と執行機関と、立場は異なりますが、ともに市民の皆様方の負託に応えてまいりたいと存じますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本日開会いたしました臨時議会は、任期満了による選挙後初めての議会となり、議会の構成をいただくとともに、執行部からの提案事項といたしましては、平成27年度予算の補正を初めとする専決処分をいたしました事件の承認を求めるもの、任期満了に伴う監査委員の選任及び教育委員会委員の任命に当たり同意を求めるもの、条例の制定または一部改正をしようとするもの、また、平成28年度予算に係る補正をお願いするものなどのために、招集をさせていただいたものであります。

さて、このたび、市民の皆様方の御支持をいただき、引き続き3期目の市政を担わせていただくこととなりました。議案の説明に先立ちまして、3期目に臨むに当たっての私の市政推進に関する所信を申し述べさせていただきたいと存じます。

合併により、郡上市が誕生してから満12年、私が郡上市長に就任させていただきましてから満8年が過ぎました。この4年間は、次代へつなごう——次の時代という意味ですが——「次代へつなごう！ふるさと郡上の元気創造」を基本政策スローガンとして掲げ、諸施策を推進してまいりました。市政は、市民、市議会、そして市職員の皆様の御支援、御指導、御尽力により、一步一步進むことができたと思います。

しかしながら、人口減少、超高齢化の進行への対応、地域経済の活性化等の課題は、今なお山積しており、昨年10月に策定をいたしました郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいた取り組みも、緒についたばかりであります。

また、地方交付税の合併算定替特例、合併特例債の発行など、合併に伴う財政上の特例措置も、平成30年度までで終わろうといたしております。

このような中、これからの4年間は、郡上市にとって、極めて大切な4年間となります。いわば、合併新市体制づくり総仕上げの期間であり、持続的発展をかけての未来への投資を進めなければならない重要な時期と言えます。

私は、この期間を郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略と、ことし3月に策定をいたしました第2次郡上市総合計画の基本理念や政策の柱に沿って、市政を推進してまいりたいと考えております。

すなわち、政策の柱としては、1つ目に産業の振興と雇用の確保～若い人たちが働ける場所をつくる～、2つ目に環境・防災・社会基盤の整備～安全・便利で美しい郷土をつくる～、3つ目に健康・子育て・福祉の充実～みんなが元気で心安らかに生きる～、4つ目に、教育・文化・人づくりの推進～次代を担う——次の時代を担う——郡上人を育てる～、5つ目に、自治・まちづくりの推進～市民主役のまちづくりを進める～、6つ目に、健全な行財政運営の推進～市としての行財政基盤を確立する～、以上申し上げましたこの6つを、実現するための諸施策を推進してまいりたいと存じます。

そして、第2次総合計画の基本理念でもある「みんなで考え、みんなでつくる郡上～ずっと郡上もっと郡上～」を基本政策スローガンとして、市民の皆様とともに、私もその先頭に立って汗をかいていきたいと存じます。引き続き、市政に皆様の一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、今議会において審議をお願いしております諸議案につきまして、その概要を申し上げます。

初めに、専決処分した事件の承認についてですが、全部で8件あります。

まず、議案第69号は、郡上市固定資産評価員の選任に係る専決についてであります。健康上の理由により、職務の遂行が困難となった前任者にかえ、新たに固定資産評価員を選任し、固定資産の価格の決定を補助させることとしたものであります。

議案第70号は、郡上市税条例の一部改正に係る専決についてであります。地方税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布され、原則として翌日4月1日から施行されるため、所要の改正を行ったものであります。

議案第71号から議案第76号までは、平成27年度郡上市一般会計を初め、全部で6会計の補正予算の専決についてであります。いずれも、年度末における事業費の確定や財源の確定等に伴い、所要の補正を行ったものであります。

次に、議会の同意を求める2件の人事案件についてであります。

まず、議案第77号は、郡上市教育委員会委員の任命同意についてであります。委員1人の任期が、平成28年5月13日をもって満了するため、委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

議案第78号は、郡上市監査委員の選任同意についてであります。識見を有する方のうちから選任する委員の任期が、平成28年4月29日をもって満了すること、また、議員の皆さんのうちから選任する委員が、議員の任期満了に伴い欠員となっていることから、それぞれ委員を選任することにつ

いて議会の同意を求めるものであります。

次に、条例の制定及び改正関係であります、全部で3件あります。

まず、議案第79号は、市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定についてであります。市長の給料月額については、本市の厳しい財政状況に鑑み、今任期中も引き続き10%を減額するものとし、副市長の給料月額にあっても、新たな任期中において、引き続き5%を減額することについて、条例を定めようとするものであります。

議案第80号は、教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部改正についてであります。前議案と同様に、教育長の給料月額についても、新たな任期中においても、引き続き5%を減額するため、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第81号は、郡上市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正についてであります。行政不服審査法の施行に伴い、所要の規定を整備しようとするものであります。

議案第82号は、平成28年度郡上市一般会計予算の補正をお願いするものであります。

まず、歳出では国庫補助事業の内定を受けた山村地域活性化事業の実施に614万8,000円、白山ユネスコエコパークの拡張登録の決定を受けましての普及・啓発活動の推進に44万2,000円、仮称であります郡上市清流保全条例の制定に向けた検討会の運営に77万7,000円、伊勢志摩サミットにおける観光等PR事業に34万2,000円、これらについて、それぞれ増額補正しようとするものであります。

一方、歳入、財源であります、歳入ではこれらの歳出に対する財源といたしまして、農山漁村振興交付金事業補助金614万5,000円、財政調整基金からの繰入金156万4,000円を、それぞれ増額補正しようとするものであります。

以上、歳入・歳出それぞれ770万9,000円の追加補正をお願いするものであります。

以上が、本臨時議会に提出をいたしました議案の概要であります。

このほか、和解及び損害賠償の額の決定に係る2件の専決処分 of 報告があります。

議案などの詳細につきましては、議事の進行に従い、それぞれ担当部長等から説明をいたしますので、御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、二、三の報告事項を申し上げます。

先週末以来、いろいろな出来事がございました。先ほど、臨時議長のほうからもお話ございました。今なお、断続的に余震が続いておりますが、熊本県を中心とした大規模な地震災害が発生いたしました。これにより、お亡くなりになられた40名を超える方々には、謹んでお悔やみを申し上げます。そして、現在、行方不明となっている方々の御無事をお祈り申し上げますとともに、負傷された皆様、住居が損壊するなどして避難を余儀なくされている多くの皆様には、心よりお見舞いを申し上げます。

市といたしましては、昨日から本庁及び各振興事務所において、市民の皆様からの義援金の受け付けを開始をいたしましたが、緊急消防援助隊の派遣や支援物資の輸送、保健師を初めとする職員の派遣等につきましては、県などを通じた要請があり次第、対応できるように準備を行ってまいります。

また、15日金曜日の午後7時30分ごろであります、美濃市須原の長良川鉄道、須原トンネル内で発生をしました北濃発美濃太田行き普通列車の脱線事故につきましては、長良川鉄道を御利用いただいております皆様に、大変な御迷惑をおかけをしており、深くおわびを申し上げます。

現在は、国土交通省運輸安全委員会の事故調査や県警による実況見分も終わり、運行再開に向け、復旧に努めておりますが、中部運輸局の指導等を踏まえ、安全対策等の対応をしてみたいと考えておりますので、御理解・御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

最後の点ですが、ことしも第23回のさくら道国際ネイチャーランを、15日金曜日の開会式から昨日18日月曜日の閉会式にかけて行いました。

ことは、トップランナーが、大会史上、恐らく歴代2位と思いますが、23時間を切る22時間48分でゴールインするなど、盛り上がった大会となるかに思いました。

しかしながら、皆様も御承知のように、17日日曜日、天候が大変悪うございました。特に、コース上の岐阜県、富山県境、あるいは富山県の五箇山へ入ったあたりで、選手の生命の危険を感じするような極めて強い風、突風が吹いたため、午前8時30分をもって、大会中止の決定をいたしました。

選手やボランティア、あるいはスタッフ関係者の生命の安全を第一とした苦渋の決断でありました。8時30分の大会中止決定前に、金沢の兼六園に完走してゴールインされていた選手は、先ほど申しあげましたトップランナー含めて4名ということでございました。

昨日の閉会式では、選手を初め関係者が、今回の大会中止の決断に理解を示し、次の大会以降の再開を約して別れたというような次第でございました。出場ランナー、ボランティア、大会関係者、スタッフ、全ての皆さんに、大会会長としても心から感謝の念を表したところでございます。

以上をもちまして、開会御挨拶並びに議案の提案、そして若干の御報告といたします。ありがとうございます。平成28年4月19日、郡上市長 日置敏明。

○臨時議長（山田忠平君） ありがとうございます。

◎議選挙第1号について

○臨時議長（山田忠平君） 続きまして、日程2、議選挙第1号 議長の選挙についてを議題といたします。

選挙の方法についてお諮りをいたします。いかが……。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山田忠平君） 18番 美谷添 生君。

○18番（美谷添 生君） 議長の選挙については、動議を提出をさせていただきますが、選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にすることを望みます。

なお、選考委員会を構成して選考することを提案いたしますので、お諮りをいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（山田忠平君） ただいま、18番 美谷添 生君より選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し指名する方法が動議として提出されました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山田忠平君） 11番 古川文雄君。

○11番（古川文雄君） 美谷添議員から提出されました動議に賛成をさせていただきます。お願いします。

○臨時議長（山田忠平君） ただいま、所定の賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。ただいまの動議を議題といたします。ただいまの動議のとおり決することに異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山田忠平君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し、指名することに決定をいたしました。

お諮りいたします。選考委員会の委員を臨時議長が指名することといたしたいと思いますが、御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山田忠平君） 異議なしと認めます。選考委員には、それでは臨時議長より指名をいたします。

6番 田中康久君、7番 森喜人君、8番 田代はつ江君、9番 兼山悌孝君、11番 古川文雄君、16番 尾村忠雄君、17番 清水敏夫君、18番 美谷添 生君を指名いたします。

（発言する者あり）

○臨時議長（山田忠平君） ああ、失礼しました。申しわけない。15番 尾村忠雄君、訂正いたします。

以上を指名いたします。

議長の選考が終わりますまで、暫時休憩といたします。

委員の方は、委員会室にて選考委員会をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

（午前 9時55分）

○臨時議長（山田忠平君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時03分）

○臨時議長（山田忠平君） 選考の結果につきましては、選考委員長から報告を求めます。

（15番議員挙手）

○臨時議長（山田忠平君） 15番 尾村忠雄君。

○15番（尾村忠雄君） 15番 尾村です。先ほど、選考委員会に指名されまして、選考委員会を開催させていただきました。不肖ながら私が選考委員長を拝命しましたので、選考の結果について報告をさせていただきます。

18名の議員いずれの方も資格があるわけでございますけれども、委員会においては16番 渡辺友三議員が適任者であるということで一致いたしました。渡辺友三議員を議長候補として推薦いたします。よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

以上です。

○臨時議長（山田忠平君） 御苦労さまでした。ただいまの報告は16番 渡辺友三君を議長に推薦する旨の報告であります。

お諮りをいたします。指名の方法につきましては、臨時議長において指名することとしたいと思います。御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山田忠平君） 異議なしと認めます。よって、指名の方法につきましては、臨時議長において指名することに決定をいたしました。

ただいまから指名を行います。

議長には、16番 渡辺友三君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました渡辺友三君を議長の当選人と定めることに御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（山田忠平君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました渡辺友三君を議長の当選人とすることに決定をいたしました。

ただいま議長に当選されました渡辺友三君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、議長に当選されましたことを告知いたします。

議長に当選されました渡辺友三君より御挨拶を賜ります。自席にてお願いいたします。

（16番議員挙手）

○臨時議長（山田忠平君） 16番 渡辺友三君。

○新議長（渡辺友三君） 16番 渡辺友三でございます。

一言御挨拶申し上げます。ただいまは、臨時議長さん、また選考委員長さんより、この郡上市議会の議長として御推薦、また御承認いただきました。本当にありがとうございます。

いよいよ郡上市も合併13年目を迎えております。そして、ただいまございましたように、日置市長さんにおかれましては3期目を迎えられ、ただいま御挨拶の中でも新たな市政運営を打ち出されるなど、重要な時期を迎えておるところでございます。

そのような大切な時期に、もとより浅学非才な未熟な私が議長の要職につかせていただきますことを、本当に、まことに光栄と感じつつ、また緊張感を持ち、心引き締めてこの重責を務める覚悟でございます。

先ほどもありましたように、行政と議会は二元代表制の中で、車の両輪とよく例えられますけれども、議案審議等におきましては、市民の代表としての本分を忘れることなく、是は是、非は非として、議決機関の責務を果たしてまいりたいと考えております。

また、昨年暮れに議員提案で制定されました議会基本条例を柱として、議会報告等の改正を通じ、開かれた議会また市民の皆さんが参加しやすい風通しのよい郡上市議会を目指しながら、市民の皆さん方との協働により、よりよい郡上市を目指し、その負託に応え、信頼を得れるように努めてまいる所存であります。

先ほども申し上げましたように、浅学非才な微力な私でございます。どうか議員各位並びに執行部または市職員の皆様方の御協力をお願いしつつ、甚だ簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。（拍手）

○臨時議長（山田忠平君） 渡辺議長、ありがとうございました。議長に当選されました渡辺友三君、今後ともよろしくお願いいたします。

これで、臨時議長の職務は全て終了いたしました。

渡辺議長におかれましては、議長席にお着きいただきますようお願いいたします。

皆さん、御協力どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（渡辺友三君） それでは、引き続き会議を開きます。

ここで、日程の追加をしたいと思います。

日程3、議席の指定から日程33、報告第3号までの31件を日程に追加したいと思いますので、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、日程3、議席の指定から日程33、報告第3号までの31件を日程に追加することと決定をいたしました。

追加議事日程につきましては、お手元に配付してございますのでよろしくお願いいたします。

◎議席の指定

○議長（渡辺友三君） 日程3、議席の指定を行います。議席は、会議規則第4条の規定により、ただいま着席のとおりと指定いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程4、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、1番 三島一貴君、2番 森藤文男君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（渡辺友三君） 日程5、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをいたします。本臨時議会の会期は、本日から5月2日までの14日間としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、本臨時議会の会期は本日4月19日から5月2日までの14日間と決定いたしました。

会期日程につきましては、お手元に配付してありますのでお目通しを願います。

◎議選挙第2号について

○議長（渡辺友三君） 日程6、副議長の選挙についてを議題といたします。

副議長の選挙はどのような方法で行ったらよろしいでしょうか、お諮りします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 副議長の選挙について、動議を提出させていただきます。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にすることを望みます。

なお、選考委員会を構成して選考することを提案いたしますので、お諮りいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 7番 森君。

○7番（森 喜人君） 副議長の選挙につきまして、6番議員の動議に賛成をいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま、6番 田中康久君より、選挙の方法は指名推選とし、選考委員会

を構成し指名する方法が動議として提出され、所定の賛成者がありましたので、この動議は成立をいたしました。

ただいまの動議を議題といたします。

ただいまの動議のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙の方法は指名推選とし、選考委員会を構成し指名することに決定いたします。

選考委員は、議長の推薦のときと同じとし、議長はオブザーバーとして出席することといたします。

選考委員会が終了するまで、暫時休憩をいたします。

(午前10時14分)

○議長(渡辺友三君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前10時19分)

○議長(渡辺友三君) ただいま、選考の結果につきまして、選考委員長から報告を求めます。

(15番議挙手)

○議長(渡辺友三君) 15番 尾村忠雄君。

○15番(尾村忠雄君) 15番 尾村です。ただいま選考委員会に指名されまして、選考委員会を開催させていただきました。不肖ながら、また私が議長の選考と同じように選考委員長を拝命しましたので、選考の結果について御報告をさせていただきます。

18名の議員いずれの方も資格がありますが、委員会においては12番 清水正照議員が適任者であるということで一致をいたしました。清水正照議員を副議長候補として推薦をいたします。よろしくお取り計らいのほどお願いを申し上げます。

以上です。

○議長(渡辺友三君) ただいまの報告は、清水正照君を副議長に推薦する報告であります。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思えます。御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(渡辺友三君) 異議なしと認めます。よって、指名の方法につきましては議長において指名することに決定いたしました。

ただいまから指名をいたします。

副議長には、清水正照君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名しました清水正照君を副議長の当選人とする定めることに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、清水正照君を副議長の当選人とすることに決定いたしました。

ただいま副議長に当選されました清水正照君が議場におられます。

会議規則第32条第2項の規定により、副議長に当選されましたことを告知いたします。

副議長に当選されました清水正照君より、御挨拶をいただきます。

12番 清水正照君。

○副議長（清水正照君） 12番 清水です。ただいまは、議員各位の御推挙によりまして、副議長という職を拝命することとなりました清水正照でございます。どうぞよろしくお願いをいたしたいと思いをします。

議会では、昨年12月議会基本条例を制定し、今後も開かれた議会を目指して活発な議論が展開され、議会の総意として市政の発展につながる政策提言などが行われていくことと期待をいたしております。先ほど、渡辺議長が御挨拶する中で述べられました、そうしたことをしっかり理解し、支えながら副議長職としての取り組みを行っていきたいというふうに思います。

2年間という副議長ということですが、議員各位の御理解、御協力を得ながら、この職を務めていきたいということを思いますし、渡辺議長をしっかりと支えて、その職責を全うしてまいりたいというふうに思います。

微力で至らないところが、多々あるかと思いますが、皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（渡辺友三君） 副議長に当選されました清水正照君、今後ともよろしくお願いいたします。

◎議選任第1号及び議選任第2号について

○議長（渡辺友三君） 日程7、議選任第1号 常任委員会委員の選任についてと、日程8、議選任第2号 議会運営委員会委員の選任についての2件を一括議題といたします。

各委員の選考につきましては、選考委員会を構成し、選任していただきたいと思います。選考委員は、副議長推薦のときと同様とし、議長はオブザーバーとして出席することといたします。

選考委員会が終了するまで、暫時休憩といたします。

（午前10時24分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前10時38分）

○議長（渡辺友三君） ただいま議題となっております常任委員会委員、議会運営委員会の選任につきましては、選考委員会で協議をしていただきましたので、郡上市議会委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

事務局より報告いたします。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君） それでは、報告をいたします。

まず、議選任第1号 常任委員会のほうですが、総務常任委員会、18番 美谷添 生議員、16番 渡辺友三議員、11番 古川文雄議員、8番 田代はつ江議員、7番 森喜人議員、1番 三島一貴議員。

産業建設常任委員会、15番 尾村忠雄議員、14番 武藤忠樹議員、10番 山田忠平議員、5番 山川直保議員、3番 原喜与美議員、2番 森藤文男議員、以上6名です。

次に、文教民生常任委員会、17番 清水敏夫議員、13番 上田謙市議員、12番 清水正照議員、9番 兼山悌孝議員、6番 田中康久議員、4番 野田勝彦議員、以上6名でございます。

次に、議選任第2号の議会運営委員会委員でございます。18番 美谷添 生議員、15番 尾村忠雄議員、14番 武藤忠樹議員、12番 清水正照議員、7番 森喜人議員、6番 田中康久議員、5番 山川直保議員、以上7名の議員でございます。

以上です。

○議長（渡辺友三君） ただいま指名しましたとおり、各常任委員会委員及び議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

◎議発第5号から議発第9号までについて（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程9、議発第5号 広報広聴特別委員会の設置についてから日程13、議発第9号 空き家・移住対策特別委員会の設置についてまで5件を一括議題といたします。

事務局に説明をさせます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君） 議発第5号広報広聴特別委員会の設置について。次のとおり広報広聴特別委員会を設置するものとする。平成28年4月19日提出、郡上市議会議長 渡辺友三。

記。1、名称、広報広聴特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び郡上市議会委員

会条例第6条。3、目的、議会だよりの編集及び発行並びに議会報告会の開催。4、委員の定数、8人。5、調査の期間、別に議決する日まで継続存置することとし、閉会中も調査を行う。

次に、議発第6号 予算特別委員会の設置について。

次のとおり予算特別委員会を設置するものとする。平成28年4月19日提出、郡上市議会議長 渡辺友三。

記。1、名称、予算特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び郡上市議会委員会条例第6条。3、目的、一般会計、各特別会計並びに企業会計の予算審査。4、委員の定数、17人。5、調査の期間、別に議決する日まで継続存置することとし、閉会中も調査を行う。

続きまして、議発第7号の議会改革特別委員会の設置について。

次のとおり議会改革特別委員会を設置するものとする。平成28年4月19日提出、郡上市議会議長 渡辺友三。

記。1、名称、議会改革特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び郡上市議会委員会条例第6条。3、目的、議会運営に必要な改革に資する調査・研究。4、委員の定数、8人。5、調査の期間、別に議決する日まで継続存置することとし、閉会中も調査を行う。

次に、議発第8号 濃飛横断自動車道整備促進特別委員会の設置について。

次のとおり濃飛横断自動車道整備促進特別委員会を設置するものとする。平成28年4月19日提出、郡上市議会議長 渡辺友三。

記。1、名称、濃飛横断自動車道整備促進特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び郡上市議会委員会条例第6条。3、目的、濃飛横断自動車道整備促進に関する調査。4、委員の定数、8人。5、調査の期間、別に議決する日まで継続存置することとし、閉会中も調査を行う。

議発第9号 空き家・移住対策特別委員会の設置について。

次のとおり空き家・移住対策特別委員会を設置するものとする。平成28年4月19日提出、郡上市議会議長 渡辺友三。

記。1、名称、空き家・移住対策特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第110条及び郡上市議会委員会条例第6条。3、目的、空き家・移住対策に関する調査研究。4 委員の定数、8人。5、調査の期間、別に議決する日まで継続存置することとし、閉会中も調査を行う。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 質疑、討論を省略し、議発第5号から議発第9号までの5件を一括して採決いたします。

議発第5号、議発第6号、議発第7号、議発第8号、議発第9号は原案のとおり可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号、議発第6号、議発第7号、議発第8号、議発第9号は原案のとおり可とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました各特別委員会に、事業の調査等の件を付託の上、議会閉会中の継続審査としたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、各特別委員会に事業の調査等を付託の上、議会閉会中の継続審査とすることとします。

◎議選任第3号から議選任第7号までについて

○議長（渡辺友三君） 日程14、議選任第3号 広報広聴特別委員会委員の選任についてから、日程18、議選任第7号 空き家・移住対策特別委員会委員の選任についてまでの5件を一括議題といたします。

各委員の選考につきましては、選考委員会を構成して選考していただきたいと思います。選考委員は、常任委員会委員選任のときと同様に、議長はオブザーバーとして出席することとします。

選考委員会が終了するまで、暫時休憩といたします。

（午前10時48分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時04分）

○議長（渡辺友三君） ただいま議題となっております特別委員会委員の選任につきましては、選考委員会で協議をしていただきました。委員会条例第8条第1項の規定により、議長より指名いたします。

事務局から報告させます。

議会事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君） それでは、報告をいたします。

まず、議選任第3号の広報広聴特別委員会委員をお願いいたします。13番 上田謙市議員、10番 山田忠平議員、8番 田代はつ江議員、6番 田中康久議員、5番 山川直保議員、4番 野田勝彦議員、2番 森藤文男議員、1番 三島一貴議員、以上8名でございます。

次に、議選任第4号 予算特別委員会委員、18番 美谷添生議員、17番 清水敏夫議員、15番 尾村忠雄議員、14番 武藤忠樹議員、13番 上田謙市議員、12番 清水正照議員、11番 古川文雄議員、10番 山田忠平議員、9番 兼山悌孝議員、8番 田代はつ江議員、7番 森喜人議員、

6 番 田中康久議員、5 番 山川直保議員、4 番 野田勝彦議員、3 番 原喜与美議員、2 番 森藤文男議員、1 番 三島一貴議員、以上、議長を除きます17名ということでございます。

議選任第5号 議会改革特別委員会委員、18番 美谷添 生議員、17番 清水敏夫議員、15番 尾村忠雄議員、14番 武藤忠樹議員、12番 清水正照議員、11番 古川文雄議員、7 番 森喜人議員、3 番 原喜与美議員、以上の8名でございます。

議選任第6号の濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員でございます。

18番 美谷添 生議員、17番 清水敏夫議員、14番 武藤忠樹議員、10番 山田忠平議員、5 番 山川直保議員、3 番 原喜与美議員、2 番 森藤文男議員、1 番 三島一貴議員、以上8名でございます。

議選任第7号 空き家・移住対策特別委員会委員でございます。

13番 上田謙市議員、12番 清水正照議員、11番 古川文雄議員、9 番 兼山悌孝議員、8 番 田代はつ江議員、7 番 森喜人議員、6 番 田中康久議員、4 番 野田勝彦議員、以上8名でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） ただいま指名いたしましたとおり、特別委員会委員に選任することに決定をいたしました。

委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会の委員長、副委員長の互選を行うため、暫時休憩いたします。

委員会の開催場所につきましては、事務局より報告をさせます。

○議会事務局長（長岡文男君） それでは、各委員会、まず最初に、3 常任委員会、総務、産建、文教の3 常任委員会を開催いたします。

総務常任委員会が委員会室、それから産業建設それから文教民生常任委員会につきましては、大会議室を半分ずつ使いまして行います。その後、広報広聴特別委員会それから議会改革特別委員会のほうを、大会議室で仕切って行います。

その後、濃飛横断自動車道整備促進特別委員会と空き家・移住対策特別委員会のほうを引継いで大会議室のほうで、2つ仕切って行います。

それが終わりましたら、予算特別委員会を、この本会議場で行います。

それが終わりましたら、議会運営委員会のほうを委員会室で行う予定ですので、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは、委員会が終了するまで、暫時休憩いたしますが、再開は13時といたします。

（午前11時10分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を続行いたします。

（午後 0時59分）

○議長（渡辺友三君） 各委員会の委員長及び副委員長の報告をいたします。

事務局より報告させます。

事務局長 長岡文男君。

○議会事務局長（長岡文男君） それでは、各委員会の正副委員長につきまして報告をさせていただきます。

まず最初に、総務常任委員会委員長、7番 森喜人議員、副委員長、8番 田代はつ江議員。

産業建設常任委員会委員長、5番 山川直保議員、副委員長、14番 武藤忠樹議員。

文教民生常任委員会委員長、6番 田中康久議員、副委員長、13番 上田謙市議員。

議会運営委員会委員長、18番 美谷添 生議員、副委員長、14番 武藤忠樹議員。

広報広聴特別委員会委員長、13番 上田謙市議員、副委員長、6番 田中康久議員。

予算特別委員会委員長、15番 尾村忠雄議員、副委員長、17番 清水敏夫議員。

議会改革特別委員会委員長、17番 清水敏夫議員、副委員長、11番 古川文雄君議員。

濃飛横断自動車道整備促進特別委員会委員長、10番 山田忠平議員、副委員長、5番 山川直保議員。

空き家・移住対策特別委員会委員長、11番 古川文雄議員、副委員長、8番 田代はつ江議員。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 各委員会の委員長及び副委員長は、ただいま報告いたしましたとおりと決定いたしました。

◎議案第69号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程19、議案第69号 専決処分した事件の承認について（郡上市固定資産評価員の選任）を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第69号 専決処分した事件の承認について（郡上市固定資産評価員の選任）。

郡上市固定資産評価員に次の者を選任し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月30日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

選任者の住所は、白鳥町前谷321番地の1、氏名、日置英彦、生年月日は記載のとおりでございます。

固定資産評価員といいますのは、地方税法404条に規定されておりました、市長の指示を受けまして、固定資産を適正に評価し、市長の価格決定に対して補助をするものということになっておりまして、市長が議会の同意を得て選任するというものでございます。

郡上市におきましては、副市長を選任しておりましたけど、本年2月におきまして、副市長が退任をされたということでございますので、それを受けまして税務課長の職にある日置英彦を選任したというものでございます。

なお、4月1日付をもちまして、固定資産の価格を決定するというところでございますので、専決処分をさせていただいたというものでございます。

なお、慣例に従いまして副市長が当たるということでございますので、副市長が選任されました折には、6月の議会をもちまして改めて選任同意を提案させていただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） それでは、説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第69号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第70号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程20、議案第70号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例等の

一部を改正する条例)を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第70号 専決処分した事件の承認について（郡上市税条例等の一部を改正する条例）。

郡上市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただきますと、条文がございます。その次ページに新旧対照表、そのほかに資料というものがありますので、資料と新旧対照表で説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。よろしいでしょうか。

今回の改正の趣旨でございますけど、地方税法の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されました。別段の定めがあるものを除き、平成28年4月1日施行とされたことに伴いまして、郡上市長の専決処分によりまして、平成28年4月1日施行に係るものの郡上市税条例等の一部改正したものでございます。

改正の概要でございます。新旧対照表の1ページ目でございます。税条例の56条の改正でございます。税条例56条といたしますのは、固定資産税の非課税の適用を受けることのできる施設や土地等の申請の手續を規定した条項ということになっております。その中身でございますけど、固定資産税の非課税適用法人等から独立行政法人労働者健康福祉機構を除いて、独立行政法人労働者健康安全機構を追加するものということになってまして、新旧対照表を見ていただきますと、最初のアンダーラインのところでございますけど、「又は12号の固定資産」というものが、「若しくは12号の固定資産又は同項16号の固定資産（独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る）」というものが追加されてます。

また、旧の下段のところ見ていただきますと、「、独立行政法人労働者健康福祉機構」というのが削除されてます。これにつきましては、国の政策によりまして削除されました機構が、今回新しく登録されました労働者健康安全機構というのに組織がえをされまして、その事業を引き継いだということになりましたので、今回それに合わせて規定を削除と追加させてもらったというものでございます。

2点目でございますけど、2ページ目をめくっていただきまして、59条でございます。これにつきましては、今度は先ほどの、非課税の適用を受けなくなったときの固定資産の所有者が申告すべき事案に定めたものでございまして、これにつきましても先ほど言いましたような理由から、12号のほかにまたは16号ということで、今回、新たに統合されました施設を追加するというものでござ

います。

3 点目でございます。附則第10条の2 というものでございます。この条項につきましては、市が独自に固定資産税を軽減できることを定める、わがまち特例というものがございまして、その条項のところを定めたものでございますけど、旧のところにおきましては「第15条第2項第6号」とあるのは、「第15条第2項第7号」というふうに1号条ずれを起こしております。これにつきましては、国の法律の4月1日改正によりまして、6号の前の5号のところの1号対象となる施設が追加されまして、6号が7号になったというところで条ずれを改正するというものでございます。

4 点目でございますけど、附則第10条の3号でございます。この附則第10条の3号というものは、新築住宅に対する固定資産税の減免の適用を受けようとする者が、申請すべきものについて定めたものでございます。

めくっていただきまして、8項の5号のところを見ていただきますと、旧来ですと「熱損失防止改修工事に要した費用」というところになっておりますけど、それに「及び令附則第12条第36項に規定する補助金等」というふうに追加されております。といいますのは、省エネ改修住宅を行ったものにつきましては、翌年度、固定資産税が3分の2になる減額措置をするという法令がございすけど、これが改定になりまして、補助金等をもらった折にはその補助金を差し引いた自己負担額が50万円以上になった場合に適用するという改正がございましたので、それに合わせまして今回新たに、その申請の都度には補助金の額も追加するというところの規定の改正でございます。

続きまして、第2条でございます。これにつきましては、改正附則第5条の3項がございまして、3項から次のページ14項までそれぞれの改正がなされております。

この附則第10条でございますけど、これにつきましては昨年の9月ですけど、たばこ税の改正を行いました。これは旧三級品のたばこ税の特例、軽減措置をされておるものでございますけど、これは廃止に向けまして平成28年4月1日から平成31年4月1日までの4年間をかけて、順次特例措置を廃止するというものでございました。その折に、経過措置というところでこの附則で定められてまして、5条の3項につきましては、たばこ税の持ち品品の課税の読みかえ規定を定めたものでございます。この読みかえ規定といいますのは、この表があります左欄の規定、例えば、一番上ですと98条の1項といいますのは、たばこ税の申告納付についての規定でございますけど、その中の中欄の文言でございますので、「施行規則第34号の2様式」、これは様式のことを言っておりますけど、これを右欄の軸に読みかえるというものの規定でございますけど、国のほうの準則によって、今回改めて改正するというものでございます。ですので、この3項の表を見ていただきますと、中欄「第34号の2様式」とあるのが、「施行規則第34号の2様式」、とより丁寧な表記になっておると、それに対する改正でございます。右欄につきましては、地方税法規則というのがその後の一部を改正する省令というふうになっておりますけど、これは前回の改正の折に、本来この一部を改正

する省令というところでございますけど、市のほうの誤りによりまして間違っただけの表記になったということで、今回この部分につきましては、前回の修正の誤りを修正するものというものでございます。

それからその次のところにつきましても、同じようなところの読みかえ規定の表記の修正というものでございます。

5 ページ目につきましても同じように、これは中欄のところでございますけど、表記の訂正。それから右欄につきましては、「34号の2の6様式」というところが、旧のところに書いてございますけど、これにつきましても前回市条例を改正する折に、表記を間違えておりまして、今回その間違いを修正するために削除させていただいたというものでございます。

その次のところにつきましても、様式のところの表記をわかりやすく表記させてもらったということでございます。

それから、7 項でございますけど、ここからは先ほど4年間かけて修正するというところでございましたので、これは28年度分の手持ち品課税のための読みかえ規定の項でございます。これにつきましては、左欄のところの「第100条の2」のところが「第100条の2の第1項」というふうに修正されておるものでございます。

それから、10 項につきましては、これは29年度分の手持ち課税についてという修正でございまして、中欄につきまして「第4項」とあるのが「第4項の」になっておりますし、「から」というのが「同項から前項まで」というふうな表記になっております。同じく左欄につきましても「第9項」が「第9項の」となっておりますし、「第5項及び」が「同項、第5項及び前項」というふうに、表記が丁寧な表示になっておるということでございます。同じようなところで、次のところにつきましても表記の変更になっております。以降、12項は30年の手持ち品課税の申告についての読みかえ規定の字句の修正といたしますが、丁寧な表記になっておりますし、14項につきましては31年度分の手持ち課税の申告に対する読みかえ規定ということで、表記が変更になっておるというものでございます。

なお、この変更につきましても執行日は平成28年4月1日をもって施行させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上、税条例の改正についての説明でございましたので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 17番 清水敏夫君。

○17番（清水敏夫君） 条例の趣旨等はわかったんですけど、文言の中で、説明の中で第56条の、

非課税適用法人等から独立行政法人云々の健康福祉機構を除き、今度は健康安全機構を追加する、
こういうふうになっておりますけども、この違いとそれから、これによって郡上市の課税という
ものの状況が、この一部改正の専決によってどういうところでそれが出てきておるのが教えてほ
しいというふうに思います。

○議長（渡辺友三君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） まず1点目でございますけど、これは先ほども少し説明させてもらいま
したけど、4月1日までは、国の組織としまして労働安全衛生総合研究所というのがあったんです
けど、これが労働者健康安全機構というように組織されまして、もともとあった労働安全衛生研究
所の機能とか役割がここへ移行されたということになっておりますので、今回の改正におきまして
は、労働者健康福祉機構というのはもうなくなりましたので、ここの部分は削除しておりますし、
上のところにおきまして括弧書きの中のところにつきましては、新しい機構の教育に要するものにつ
いては、課税が非課税になりますよとそういう表記になつとるというものでございますので、よろ
しくお願ひしたいと思います。

また、この対象の施設でございますけど、郡上市にはございませんので、こういった施設はない
ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第70号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省
略したと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は委員会付託を省略することに決
定をいたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第70号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号は原案のとおり承認することに決
定いたしました。

◎議案第71号について（提案説明・質疑・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程21、議案第71号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第71号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号））。

平成27年度郡上市一般会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

2ページ、おめくりいただけますでしょうか。

平成27年度郡上市の一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億565万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ295億5,356万9,000円とする。

2項は省略させていただきます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月31日専決。郡上市長 日置敏明。

7ページをおめくりください。

表2 地方債補正、変更でございます。起債の目的と補正後の限度額について説明させていただきます。

一般単独事業、補正後の限度額13億70万円、これは合併特例債の減額の補正でございます。

辺地対策事業4億1,150万円、90万円の減額の補正でございます。

補助災害復旧事業2,980万円、900万円の減額補正ということでございまして、補正後の金額は28億4,840万円、全体としまして2,210万円の減額補正ということになっております。

歳入歳出のほうの説明でございますけど、お手元に配付しております平成27年度補正予算事業概要説明一覧表で説明させていただきますので、ごらんいただきたいと思います。

款それから節の名称、補正額それから補正理由等について説明させていただきたいと思います。

まず歳入でございます。1ページ目の歳入でお願いします。款2 地方譲与税、地方揮発油譲与税721万6,000円の増額でございます、交付決定によるものでございます。

自動車重量譲与税2,603万4,000円の増でございます、交付決定によるものでございます。

地方道路譲与税1,000円の補正でございます。額の決定でございます。

款3 利子割交付金40万4,000円の増額でございます。額の決定でございます。

款4 配当割交付金211万7,000円、額の決定でございます。

款5 株式等譲渡所得割交付金2,174万9,000円、額の決定によるものでございます。

款6 地方消費税交付金1億5,912万1,000円の増でございます。額の決定によるものでございます。これにつきましては、従来分についての増額は6,758万7,000円、増税分の補正額は9,153万4,000円という内訳となっております。

款7 ゴルフ場利用税交付金68万3,000円、額の決定によるものでございます。

款8 自動車取得税交付金1,084万7,000円、額の決定でございます。

款10 地方交付税、普通交付税1億6,922万1,000円の増額でございます。交付決定によるものでございます。特別交付税3億7,950万5,000円、これにつきましても額の決定によるものでございます。

款11 交通安全対策特別交付金31万6,000円の減でございます。額の決定によるものでございます。次ページをお願いします。

款の12、分担金及び負担金でございます。農業費分担金、県営土地改良事業分担金347万8,000円の減でございます。事業費の確定による減額ということで、内容につきましては、県営中山間地域農村活性化事業と県営ため池整備事業に係るものでございます。農地農業用施設災害復旧費分担金5万円の増額でございます。額の確定によるものということで、補助災害1地区、一般単独災害1地区に対するものの額の決定ということでございます。

総務費分担金、携帯電話等エリア整備事業分担金9万3,000円の減でございます。事業費の確定によるもので、野々倉地区の無線基地に対するものでございます。

款13 使用料及び手数料、戸籍住民基本台帳手数料、通知カード再交付手数料1万7,000円の増でございます。これは額の確定によるものということで、通知カードの再交付に対する確定によるものというものでございます。

款14 国庫支出金、公共土木施設災害復旧費負担金20万4,000円の増額でございます、これにつきましても事業費の確定ということで、恵里美・明谷線ほか1路線に対するものでございます。

総務管理費補助金、地域公共交通確保維持改善事業費補助金11万7,000円の減でございます。これは事業費の確定によるもので、地域公共交通確保維持改善事業と民営バス車両購入に対するものでございます。

地域住民生活等緊急支援のための交付金62万6,000円の減でございます。これにつきましても額の確定によるものというものでございまして、内容につきましては、関・美濃・郡上の移住定住促進事業それから母子検診、フィルムコミッションに対するものでございます。

続きまして、地方創生加速化交付金4,330万円の減でございます。これにつきましては加速化交付金の事業で計上させていただきましたけど、このたび交付決定によりまして長良川鉄道観光列車活用推進事業につきまして不採択ということで減額に対するものでございます。

戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事務費交付金1,208万1,000円の減でございます。これにつきましても、補助金の確定に伴う減ということで、内容につきましては個人番号カードの交付事業費の補助金ということで、6月補正分については実績に伴う減でございますし、3月補正分の749万6,000円につきましては、28年度への巻き替えという指示がございまして、それに伴う減でございます。そのほか個人番号カードの交付事務についての確定に伴う減がございます。

都市計画費補助金、都市再生整備計画事業138万7,000円の増額でございます。事業費の確定によるもので、これは電線類の無電柱化に対するもの、それから防災対策基本計画のワークショップ開催に対するものを確定に対するものでございます。

住宅費補助金、公営住宅家賃収入補助金5,000円の減でございます、事業費の確定によるものでございます。

続きまして、木造住宅耐震診断国庫補助金11万6,000円の減でございます。これは事業件数の確定によるものでございます。

公営住宅等ストック総合改善事業補助金526万円の減でございます。これは事業費の確定によるもので、徳永団地それからグリーンハイツ白鳥の事業費の確定による減でございます。

木造住宅耐震補強工事国庫補助金62万円の減でございます。これも事業費の確定によるものということで、1.0補強とそれから0.7補強が事業確定したものによる減でございます。

建築物耐震化事業国庫補助金805万9,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定ということで、庁舎等整備事業これは白鳥農業指導研修センター、保健センター等に対するもの、それから地域集会所の耐震補強に対するもの、それから体育施設の整備に対するものの確定に伴うものというものでございます。

災害対策費補助金、社会資本整備総合交付金4万7,000円の増でございます。これにつきましては事業費の増ということで、市の防災総合訓練のアルファ米の購入に対する決定に対するものでございます。

款15県支出金でございます。総務管理費県補助金、自主運行バス総合補助金59万円の減でございます。事業費の確定によるものでございまして、バス運行経費、地方交通対策経費、地域公共交通確保維持改善事業の確定に伴うものでございます。

地方消費者行政活性化交付金26万5,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定に伴うものというものでございます。

携帯電話等エリア整備事業補助金2万6,000円の減でございます。これにつきましては事業費の確定ということで、野々倉の無線中継局の県費の確定というものでございます。

県清流の国地域振興補助金10万円の減でございます。事業費の確定というもので、水のまちづくりの推進事業についての確定に対するものというものでございます。

農業費補助金、農業委員会交付金等106万の増でございます。これにつきましては事業費の確定というものでございます。

中山間地域等直接支払交付金1,800万3,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定による減というものでございます。

学校給食地産地消推進事業補助金8万6,000円の減ということでございまして、これにつきましても事業費の確定ということでございます。

鳥獣被害防止総合対策事業補助金536万4,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定ということで、14地区が事業費の確定というものの延長等に対するものでございます。

経営所得安定対策推進事務費4万5,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定ということでございます。

新規就農総合支援事業補助金150万円の減でございます。これも事業費の確定ということで、新規1名分のところの減というものでございます。

続きまして、6ページお願いします。

小水力発電活用支援事業補助金827万7,000円の減でございます。これも事業費の確定ということで、石徹白の発電、朝日添の発電の事業費の確定による減でございます。

新規就農者研修施設整備事業補助金386万8,000円の減でございます。事業費の確定によるもので、これはJAが設置しますトマト研修施設のものに対する確定に伴うものでございます。

機構集積協力金120万3,000円の減でございます。これにつきましても事業費の減額ということで、機構集積金等の実績が予算と確定が書いてございますけど、こういった確定による減というものでございます。

小規模農家組織化支援事業補助金265万2,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定ということで、コンバイン、田植え機の購入、精米機、色彩選別機の購入による実績によるものということでございます。

県単土地改良事業補助金3万円の減でございます。これにつきましても事業費の確定ということでございます。

多面的機能支払交付金69万5,000円の減、これにつきましても確定面積等による減でございます。

多面的機能支払推進交付金20万円の減でございます。これにつきましても、確定に伴う面積の移動に伴う減ということでございます。

林業費補助金、有害鳥獣捕獲奨励金8万8,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定によるものということで、明細はごらんのとおりでございます。

森林整備事業補助金10万円の減でございます。これにつきましては推進事業の不交付による減ということで、計画した事業等が対象事業ではなかったということに対する減でございます。

県単林道整備事業補助金2万5,000円の減でございます。白鳥のタテザコ線のほかの実績によるものでございます。

清流の国岐阜森林環境基金事業補助金886万2,000円の減でございます。これも事業費の確定によるものということで、ニホンジカの捕獲事業による頭数の減によるもの。これは里山林整備事業、これは明宝地域でございます、の事業の実績によるもの。八幡地域の里山林整備事業の実績に伴うものということでございます。

続きまして、8ページをお願いします。

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金827万7,000円の増でございます。これにつきましては、平成26年度までは協会に入ってきておりますので、雑入として扱ってございましたけど、平成27年度からは県補助金として扱うということになったことによるものでございまして、内容は下記のとおりでございます。

商工費補助金、岐阜県市町村再生可能エネルギー等導入推進費補助金469万3,000円、事業費の確定によるものということで、これは大和道の駅の太陽光発電の導入に関する実績のものでございます。

河川費補助金、急傾斜地崩壊対策事業補助金1万3,000円の減でございます。これは八幡地域の事業費の確定によるものでございます。

住宅費補助金、木造住宅耐震診断補助金5万8,000円の減でございます。耐震診断の件数の減によるというものでございます。

消防費補助金、ライフライン保全対策事業補助金154万4,000円の減でございます。これにつきましては、実績に伴う減ということでございます。

農林水産施設災害復旧費補助金、農地農業用施設災害復旧費補助金194万7,000円の減でございます。下廻津農地、西ノ野農地の実績に伴うものでございます。西ノ野農地についてはゼロの減額補正というものでございます。

林業用施設災害復旧費補助金346万円の増でございます。八幡の長子線ほか3路線のものでございます。

それから9ページ。

統計調査費委託金、基幹統計調査費委託金107万2,000円の減でございます。これにつきましては、国勢調査費の調査区の変更に伴う減、工業統計調査費の確定に伴うもの、学校基本調査費の確定に伴うものでございます。

道路橋梁費委託金、県管理道路除雪委託金115万2,000円の減でございます。これにつきましては、事業費の確定によるものでございます。

都市計画費委託金、都市計画基礎調査委託金8万3,000円の増でございます。これにつきましては

は確定に伴うものでございます。

款16財産収入でございます。利子及び配当金、基金利子197万6,000円の減ということでございます。これは債券売却による財政調整基金利子の減額というものでございます。

土地建物売払収入、土地売払収入1,760万5,000円の増でございます。これにつきましては、白鳥駅東分譲地の売却、下田住宅の払い下げ、法定外公共物の払い下げによるものでございます。建物売払収入142万円増でございます。これは下田住宅の払い下げによるものでございます。

有価証券売払収入6,543万9,000円の増でございます。これは基金の債券運用益による売却益による増というもので、対象となるものは日本高速道路保有の債務返済機構の債券の売却によるもの、それから公共施設整備基金におきましては広島県の公募債による売り払いによるものの売却益でございます。

10ページお願いします。

款17寄附金でございます。一般寄附金116万2,000円でございます。寄附金の確定によるものということでございますけど、内容につきましては以上のとおりでございます。

民生費寄附金、社会福祉費寄附金35万3,000円の増でございます。寄附金の内容は以下のとおりでございます。

児童福祉費寄附金2万4,000円これにつきましても、内容につきましては記載のとおりでございます。

ふるさと寄附金、元気づくり寄附金9万9,000円の増でございます。これにつきましては3月補正以降、2月、3月にありましたふるさと寄附でございますのでよろしくお願いしたいと思います。

美しい農山村景観寄附金34万円の増、支えあう安心な暮らし寄附金10万7,000円の増、香り高い伝統文化寄附金61万8,000円の増、子どもたちの未来寄附金18万8,000円の増、熱意ある市民活動寄附金1万3,000円の増、地域づくり寄附金109万3,000円の増でございます。商工費寄附金100万円でございます。これは十六銀行が産業拠点施設整備に対する寄附金でございます。

款18繰入金でございます。特別会計繰入金、宅地開発特別会計繰入金537万円の増でございます。これは事業の確定に伴う余剰金の繰り入れでございます。

小水力発電事業特別会計繰入金58万6,000円の減、これにつきましても事業確定に伴う減額補正でございます。

款20雑入でございます。農林水産業費雑入、鳥獣被害防止緊急捕獲対策等事業推進交付金1,562万6,000円の減、これにつきましては先ほど言いましたように、協会からの雑入が県のほうの補助金に振りかわったというものに対する減額のものでございます。

教育費雑入、市有財産損害保険金384万2,000円の減でございます。これにつきましては、白鳥ふれあい創造館の雪害の修繕に対する確定に伴う減というものでございます。

款21市債でございます。総務債、辺地対策事業債90万円の減でございます。野々倉の中洞無線基地に対するものでございます。

農業債、合併特例債500万円の減でございます。県営の中山間に対するものでございます。

都市整備債、合併特例債720万円の減でございます。ポケットパークの整備、電柱・電線無電柱化事業に対する事業確定に対するものでございます。

12ページお願いします。

補助災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧債20万円の増でございます。事業費確定によるものでございます。

農地農業用施設災害復旧債120万円の減額でございます。高鷲の西ノ野農地ほか1カ所に対するものでございます。

林業用施設災害復旧債800万円の減でございます。長子線ほか3路線に対するものでございます。続きまして、歳出をお願いします。

まず順番に、款2総務費、地方消費者行政活性化交付金事業37万1,000円の減でございます。これにつきましても、賃金、事務費等の事業費の確定に伴うものでございます。

無線放送管理費720万円の減でございます。防災行政無線の保守管理に対するものの事業費確定に伴う減でございます。

財政調整基金積立金6,217万6,000円でございます。これにつきましては財調の運用に対する基金に対する増額補正額というものでございます。

減債基金積立金2億円、これにつきましては、後年度の繰上償還に対するものの積立というものでございます。

その他特目基金積立金5億8,627万7,000円これにつきましては、公共施設整備基金の運用の積立金が128万8,000円、それから債券等の売却益に対するもの、十六銀行寄附の産業拠点施設整備に対するもの、後年度の公共施設整備の財源としての積み立てということで、以上のような内容で積み立てております。

郡上市ふるさと応援基金積立金246万3,000円、これは先ほど歳入で説明しましたところの積み立てということになっておりまして、今年度において、新たにこれは充当するというものでございます。

庁舎等建設事業、これは財源充当というもので財源の変更というものでございます。

団体提案型協働事業200万円の減でございます。これにつきましては採択予定の事業を地方創生関連の事業で実施したということで、テレワークのまち推進事業についてこれは地方創生の他の事業で行ったものによる減というものでございます。

14ページお願いします。

バス運行経費、これにつきましても補助金の決定に伴う財源の変更でございます。

地方交通対策経費、これにつきましても県支出金の交付決定による財源充当の変更でございます。

地域公共交通確保維持改善事業、これにつきましても国庫、県等による確定に伴う財源の変更でございます。

緊急支援交付金（先行型）関・美濃・郡上「長良川と暮らす」移住定住促進事業 5 万 2,000 円の減ということで、これにつきましても以上の確定に伴う減額でございます。

地方創生加速化交付金、長良川鉄道観光列車活用推進事業 3,327 万 8,000 円の減でございます。これにつきましても国の交付決定に伴うものということで、内容につきましては J R 高山本線の連絡バスの運行事業、市内停車駅周遊バスの運行事業、城下町街歩き案内事業等々がございまして、このところについてこういった変更があったというものでございます。

なお、お手元に詳しい資料が配付してありますので、そちらのほうを参考にござらんになっていただきたいというふうに思っております。

続きまして、携帯電話等エリア整備事業 229 万 7,000 円の減でございます。これにつきましても、野々倉の中洞無線局の事業確定による減というものでございます。

戸籍住民基本台帳事務経費 1,065 万 6,000 円の減でございます。これは先ほど歳入のところでも説明させていただきましたけど、J—L I S への交付金ということで 6 月の補正分については事業確定でございますし、3 月に補正しました分については 28 年度に振りかわったというものでございます。

国勢調査費 106 万 2,000 円の減でございます。これにつきましても事業費の確定ということで、調査区が減ったことによるものが大きなものというものでございます。

工業統計調査費 7,000 円の減でございます。これも事業費の確定によるもの。

学校基本調査費 1,000 円の減、これも事業費の確定でございます。

款 3、ここから民生費でございます。

国民健康保険特別会計繰出金、直営診療施設勘定 24 万 8,000 円の減でございます。これにつきましては特別調整交付金と市債の差額による減額、検体検査実績によるものの減額によるものでございます。

重度心身障害者介護者慰労金助成事業、これにつきましても寄附金の財源充当による財源変更というものでございます。

がんばれ子育て応援事業につきましても、寄附金による財源充当。

保育園管理運営経費につきましても、寄附金による財源の変更でございます。

款 4 衛生費でございます。

母子 1 カ月健診事業 65 万円の減でございます。委託料と補助金の減というものでございます。

下水道特別会計繰出金、個別排水でございます。66万7,000円の減ということで、予算に対して事業費確定に対するものでございます。

款5農林水産事業費でございます。職員給与費、農業委員会費、県の補助金に対する財源充当の変更でございます。同じく、職員給与費、農業総務費、これにつきましても県の決定による財源の変更でございます。

学校給食地産地消推進事業17万1,000円の減でございます。これにつきましては事業費の確定というもので、対象期間が短くなったことによる減額補正というものでございます。12カ月であったものが10カ月になったというものでございます。

新規就農総合支援事業150万円の減でございます。これにつきましては新規就農者の1名分がなかったということの減というものでございます。

16ページお願いします。

中山間地域等直接支払交付金2,400万5,000円の減でございます。これにつきましては対象面積の確定による減というものでございます。

小水力発電活用支援事業1,128万6,000円の減でございます。これにつきましても、石徹白の朝日添の発電に対する事業費確定に伴う減というものでございます。

総合鳥獣被害防止施設整備事業857万3,000円の減でございます。これは恒久柵に対するもので事業費確定に伴うものというものでございます。

水田農業推進事業4万5,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定ということで、地域農業再生協議会への助成金でございます。

新規農業者研修施設整備事業502万9,000円の減でございます。これにつきましては先ほど言いましたように、JAめぐみのトマト研修施設の事業費確定に伴う減というものでございます。

機構集積協力金事業120万2,000円の減でございます。これにつきましても事業費の確定ということで、当初の見込みに対して確定したものがこの記載のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

17ページお願いします。

小規模農家組織化支援事業291万9,000円の減でございます。これにつきましてはコンバイン、田植え機の購入、これ事業主体のめぐみの農協。精米機、色彩選別機の購入、これは農事組合法人に対するものでございますけれども、事業費確定に伴うものでございます。

多面的機能支払交付金（資源向上支払・共同）でございます、58万9,000円の減。これにつきましても事業費の確定に伴うものでございます。多面的機能支払交付金の資源向上支払・長寿命化でございます。16万4,000円の減。これにつきましても面積等の確定によるものでございます。

市単独土地改良事業、これにつきましては繰入金の財源の変更でございます。

県単独土地改良事業 7 万 4, 000 円の減でございます。これにつきましては、上岩野用水ほか 3 カ所に対するものでございます。

県営中山間地域農村活性化事業分担金 265 万 5, 000 円の減でございます。これにつきましては、分担金の確定というものでございまして、この記載の地域でございます。

県営ため池整備事業、これにつきましては分担金の財源充当の変更でございます。

多面的機能支払交付金、農地維持支払でございます。17 万 3, 000 円の減でございます。これにつきましても事業費の確定によるものでございます。

森林資源活用事業 114 万 4, 000 円の減でございます。これはまきストーブ購入に対するものでございますけど、実績に伴う減でございます。

森林環境事業、里山林整備事業 373 万 9, 000 円の減でございます。これにつきましては、めいほう音楽の森の整備事業に対する事業確定に対するものでございます。

森林環境事業、ニホンジカ捕獲事業 474 万円の減でございます。これにつきましては、捕獲実績に伴うものでございます。

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業 910 万 7, 000 円の減でございます。これも捕獲実績に伴うものでございます。

森林・山村多面的機能発揮対策推進交付金 10 万円の減でございます。これにつきましても、事業実績に伴う減というものでございます。

県単独林道整備事業 4 万 8, 000 円の減でございます。タテザコ線ほか 2 路線の確定によるものでございます。

款 6 商工費でございます。フィルムコミッション推進事業 8 万 8, 000 円の減でございます。これは事業の確定によるものでございます。

観光施設整備事業 200 万 2, 000 円の減でございます。城山遊歩道の手すりの修繕、旧庁舎記念館前のヒマラヤシーダ周辺の再調査に対する減額の補正でございます。

道の駅施設整備事業 434 万 8, 000 円の減でございます。これにつきましても事業費の確定ということで、道の駅やまとの再生可能エネルギーの推進事業に対する確定に伴うものでございます。

款 7 土木費でございます。道路新設改良事業、土地売却収入の財源充当のものでございます。

道路除雪経費 4, 001 万 8, 000 円、事業費の確定というもので除雪に対するものでございます。

急傾斜地崩壊対策事業 2 万円の減でございます。事業の内訳は八幡地域の在原でございます。

都市計画事業、県支出金の財源変更でございます。

水のまちづくり推進事業、これにつきましても県の財源充当の変更でございます。

都市再生整備計画事業 631 万 8, 000 円の減でございます。事業費の確定ということでポケットパークの整備事業、電線無電柱化の推進事業、防災対策基本計画のワークショップの開催事業に対する

確定に対するものでございます。

住宅管理事務経費、国庫に対する財源の変更でございます。

木造住宅耐震診断事業23万2,000円、耐震診断件数の実績による減でございます。

木造住宅耐震補強工事補助事業62万円の減でございます。これにつきましても事業実績に伴う減でございます。

公営住宅等ストック総合改善事業651万2,000円の減でございます。徳永団地とグリーンハイツ白鳥の実績に伴う減でございます。

款8 消防費でございます。

災害対策事業費、これにつきましては国庫の収入による財源変更でございます。防災訓練に対する国庫のものでございます。

地域集会所耐震補強事業補助金960万円の減でございます。これにつきましては、地区集会所の耐震補強の事業確定によるものでございます。

災害対策施設整備事業230万円の減でございます。これにつきましては需用費、J—A L E R Tの機器の周辺、あるいは避難所看板の修繕に対する事業費の確定によるものでございます。

ライフライン保全対策事業、これは県支出金の収入の財源構成の変更でございます。

款9 教育費でございます。社会教育施設改修事業477万5,000円の減でございます。事業費の確定ということで、白鳥のふれあい創造館の外壁改修に対するものでございます。

体育施設整備事業、これは国庫の財源の変更でございます。

款10 災害復旧費でございます。単独災害復旧事業、農地農業用施設、これにつきましても分担金の財源の充当の変更でございます。

現年補助災害復旧事業、農地農業用施設119万4,000円の減でございます。高鷲の西ノ野の農地のほか1カ所の確定によるものというものでございます。

現年補助災害復旧事業、林業用施設222万4,000円の減でございます。事業費の確定による減額と激甚指定による補助率の変更によるものというもので、美並の苅安・雁曾礼線ほか1路線に対するものでございます。

過年補助災害復旧事業、公共土木施設929万円の減でございます。事業費の確定ということで、阿多岐川ほか1カ所に対するものでございます。

現年補助災害復旧事業、公共土木施設、これは国庫の財源の変更によるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） ただ今、説明をいただきました、事業概要説明一覧表の1ページの、歳入の地方消費税交付金についてお尋ねをします。

これは補正理由にもありますように、従来分と増税分がありますが、これ従来分というのは5%のときの地方消費税の取り分の1%、増税分3%については0.7%というふうに地方へ還付される地方交付税の配分が、そのような理解でよろしいんですね。

○議長（渡辺友三君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 上田議員御指摘のとおりでございます、5%から8%に変わりました折、地方の消費税については1%から1.7%に上がっておりますので、従来分は1%、増税分は0.7%ということで、0.7%については社会保障費に充当されるというものでございますので、よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） そうしますと、ふっと考えるとこの従来分と増税分の予算額については、これ今言われたように1対0.7かなあというようなことを思います。確定についてこの0.7のほうの増税分の金額が多いというのは、国の何か方針のもとに増税分が、いわゆる、何というか、これまでの0.7%配分するというよりも大きくなったのか、というのは、従来分の消費税が伸びずに増税分の消費税だけが伸びたというようなことは考えれんので、この増税分の確定した金額が従来分より多いというようなことについて、教えていただきたいと思います。

もう1点は、今度は歳出のほうです。14ページの国勢調査費で、今回、インターネットで回答が認められたというようなことで、郡上市でもインターネットで回答する方が多かったというようなことは聞いておりますけれども、そのあたりのことで補正理由にあるように、調査区数が減って調査員数も減ったのかどうか、ここに記載してあるように調査区数の減に伴う調査員数の減ということについてのもう少し詳しい説明と、インターネット回答が導入されて、郡上市ではどのくらいの総数に対してインターネットでの回答があったのか等々、もう少しこの国勢調査に関する説明をいただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 私のほうからは、地方消費税の伸び率ということでございますけど、消費税につきましては施行期日がございますので、そのタイミングの関係で丸々1年分0.7がふえるとかそういうところはございませんので、当初については国や県のほうの見込みがございまして、それに基づいて当初予算をこういうふうに計上させておりますけど、今回はそのところが確定したというところでございますので、確定額を見ていただきますと1%のほうは4億7,200万円でございますので、0.7よりは高くなっておりますので、0.7%が当初は丸々ということですかね、そうい

ったところは、国のほうの見込みによって算出したというところでございますので、よろしく願
いしたいと思います。

結果としてふえたということは、消費動向が上がっておったということは間違いないというふう
に思いますけど、そういった経過がございますのでよろしく願いたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 国勢調査費ですけれども、5年に1回ですので、予算を組むときに前
回の国勢調査を基本として予算の見積もりをいたします。それで調査区につきましては、平成22年
は372調査区があったわけですが、実際には今回27年の調査におきましては336ということで、
調査区が減っております。それから、それに伴いまして、いわゆる調査員、指導員が36人、全体で
すけども減員となっておりますので、その部分におきましての報酬の減額が42万8,000円というふ
うな半分ぐらいを占めるところであります。

それから、御指摘のとおり、オンライン回答の導入によって相当部分インターネットを通じたお
知らせ、あるいはそれを通じた入力というふうなことによりまして、5年前と比べると、相当部分
その配布物あるいは報告をいただく諸用紙のやりとりですね、そういうことも含めて見直しができ
たという部分がございます、そこで消耗品費が55万円ぐらい減額となりました。

そういうわけで、今御指摘のこととその他のこともありますけれども、106万2,000円の減額とな
ったということです。

それでオンライン回答につきましては、ちょっと今手元に詳細の数字はありませんものですから、
また報告させてもらいたいと思いますが、相当数、57%でしたか、ちょっと曖昧なことを言うとい
けませんので、追って報告いたしますけれども、相当数のオンラインの報告がありました。

以上です。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） この地方消費税交付金のことは、部長の説明を聞くとそうかなと思うんや
けど、私の理解が間違ってるのかもしれませんが、例えば従来分と増税分と同じ時点で国は集計を
して交付をするということになると、この従来分の6,758万7,000円という金額と増税分のこの
9,153万4,000円というのが、これが1対0.7であってもいいと思うんやけども、この増税分の確定
額の金額が多いということが不思議だなあというようなことは思っていますので。今の部長の説明
では、私はちょっと合点がいかんということを思います。

○議長（渡辺友三君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 今の消費税、先ほども言いました、当初の見込みが県や国等の示されま
した伸び率であるとかそういったところを参考にしておったものでございますし、確定につしまし

ては確定したものというものでございますので、当初のところの見込みのところですね、そのところについてが当初の見込みより増税分のところが少なかったのかなというところでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

本来ですと、26年4月1日からもうこういうふうになってますので、同じような比率で上がるのは、上田議員がおっしゃるようなところもあろうかとも思いますけど、今ほど申しましたように、当初の見積もりの段階におきまして、そういった国の動向でありますとか、今までのところ等を判断して当初を見込ませていただきましたのでこういった結果になったというところで、理解をお願いしたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 13番 上田謙市君。

○13番（上田謙市君） はい、わかりました。従来分というのは5%のときやし、増税分というのは8%のときやということなんやな。で、8%のときは1.7%地方へは交付されると、それは当初、増税分の、これだけ消費税の収入があるとは思わなんだけども、結果的に増税したけどもあつたと。それはいわゆる景気の左右によって消費税の影響は受けなんだんやろうという。そういうふうに。私は従来分というのは1%で増税分は0.7%こっちの取り分やと思ったもんであれやけれども、従来分というのは5%、増税分というのは8%、その中の地方の取り分が5%は1%で、増税分は1.7%それで確定して、ただ見たら増税したら消費が落ちると思ったけども、落ちなんだということやな。

○議長（渡辺友三君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 違いまして。増税分といいますのは、先ほど言いましたように5%の内の1%ですね、5%の地方取り分は。それが8%になった折に地方の取り分は1.7になりましたので、従来分というのはいわゆる1%の部分ですし、増税分というのとは0.7に当たる部分として計算しております。

先ほども言いましたように、最終確定額はこういう結果になったんですけど、当初の見込みの段階で、見込みが狂っておったといいますか、大きく実際の増税分、両方ともそうですけど、消費がまず伸びたということが1点はございますし、当初の従来分と増税分の振り分けのところの予算の見込みについてが、違っておったというところで、この伸び率がそのとおりに反映されとらんということでございますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（渡辺友三君） よろしいですか。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） 濟いませぬ。インターネット回答ですけれども、郡上市におきましては、先ほどちょっと間違えておりまして大変失礼しましたが、46.4%ですね、ちょっと地域別の表

も出ておりますので追って配らせていただきますけど、そういうふうな数字ということでよろしく
お願いいたします。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 2点お願いします。20ページの8010402地区集会所耐震補強補助金の関係で
すけども、これは私も一般質問させていただきましたし、総務委員会に当時属していたときに、委
員会提言として何とかこういう事業をとということで、提案をさせていただいたんですが。そのとき
の思いとしては、例えば、戸数の少ないところか財政力の少ないところ、皆さん方にもやっぱり防
災計画にのっている避難所に対してしっかり補助をして、安心安全を高めていただきたいというこ
とで、9割まで補助を上げていただいたという経緯があると思うんですけども、この今回で6施設
がこの補助金の対象となっているんですけども、残りあとどのくらいあるかっていうことと、今お
話したように、例えば、残っている部分が戸数が少ないところであったり、財政力が少ないところ
であるところが遅くなっているっていう状況だと、当初の目的とは違ってきますので、そういった
部分はどうなっているかという部分をお聞かせ願いたいということが1点。

もう1点が、19ページの木造住宅耐震診断事業とその下の工事の補助事業ですけども、確認にな
ると思いますが、この耐震の件数でいうと25件が、要するに耐震大丈夫かってことで調査されたと、
その上で工事を実際に行われた方は1.0補強が0件で、0.7補強が3件ということなんで、25件調査
されて3件がこの事業を活用されたっていうことなんですけども、残りの22件の方々は、要するにせん
でもいい状況だったのか、耐震した結果、診断をした結果問題がなかったのかということをお聞き
したいと思います。

○議長（渡辺友三君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 耐震補強につきましては、今、手元に資料持ってませんので、今持って
きて、後ほど回答しますのでよろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 建設部長。

○建設部長（古川甲子夫君） 19ページの耐震診断の件でございますが、ちょっと私のほうの手元資
料なので、木造住宅の無料耐震のほうですが27年度の実績が25で、今までに平成21年からやってお
りますけども全部で220件の、合計では220件が耐震診断をされた。それとあと、その木造住宅の
耐震補強工事の補助のほうですが、平成27年度が3件ということで、27年度までに全て17件工事を
されたということです。それで今、御指摘の無料診断の中で耐震補強がいるかどうかという判断で
すが、今ちょっと手元に資料ありませんので、27年度25件で、ほとんど耐震工事が必要だという状
況になっております。それでやはり、財政的な面で工事のほうに向かっていけないというのは、第
1点の課題かなというふうに思っていますし、今後、建てかえたいとかそういうようなことも考え

てみえるのかもわかりませんが、そういう状況でございます。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） これは全体として今回は、25件中ほとんどが必要があるのにもかかわらず3件しかやられていないと、全体としては220件今までやった中で17件しかやられていないということは、要するにこの補助事業自体の効果というか、やり方をもうちょっと考えていかんと、実際問題、僕が推測するには、木造住宅でこの耐震補強の当てはまる方とか、耐震がされていない木造住宅に住んでみえる方々っていうのは、恐らく例えば、高齢者の方が多かったり、ひとり暮らしの方が多いいんじゃないかということと思うんですけども、そういった部分で、実際、財政部分で経済的な部分でも心配をしとったんですけども、この制度がしっかり有効に機能して、本当に安心安全に市民の皆さんが生活していただけるためには、この制度自体をもう1回検討されたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（渡辺友三君） 建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 今、耐震補強工事のほうですね。その補助率というかですね、それは事業費の限度額があるわけですが、それに向かって、市が4分の1とか県が4分の1、国が20%とか、そんなような状況になっておるわけですが。国の要綱、県の要綱の中でもちょっと動いておりますので、市の単独というのは今ちょっと、考えておりませんけども、県の要綱の中でちょっと動いておりますので、今後そういうことも検討の中に値するのかわかりませんが。今のところちょっとこの状況で、限度額があるわけですから、これを際限なく盛るのも財政的にも影響あります。この辺も、よく見ながら考えていかなければならないというふうに思っております。

○議長（渡辺友三君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 先ほどの集会所の耐震の進捗の状況でございますけど、耐震基準以前の避難所に指定されております集会所が37件ございまして、26年度に3件、27年度に6件耐震補強しておりますので、9件引きますので28件がまだ残っておるという状況でございますので、これからも進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 市の総合防災訓練用のアルファ米が、市の総合防災訓練用のアルファ米っていうのは、消費期限切れたのを使っているってお聞きをしたこともあるんですけども、この市の総合防災用訓練のアルファ米というのは、大体1年に1回の10月の1日、9月の1日ですか、に行われる総合防災訓練のときに使われるのだと思うんですけども、それで一日で消費されるアルファ

米というのは大体どのくらいあるのかということと、また、消費期限の切れたのはどのように活用されているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） この災害対策費のアルファ米でございますけど、8月30日に実施しました、和良町で行いました総合防災の現地災害訓練の折に使ったアルファ米ということの購入ということでございまして、これ五目御飯の100グラム入りを50個、それからワカメ御飯の100グラム入りを50個をそれぞれ5箱ずつですね。五目御飯の100グラム50個を5箱、それからワカメ御飯を100グラムの50個入ったのを50箱を購入したものであるということで、8月30日に行いました現地災害対策訓練に使用したアルファ米に対して国庫の補助がついてきたというものでございますので、このところはそれに対する収入でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、消費期限が切れたものの備蓄品は、その都度買い換えをしております、その折には、各利用しておるところでございます病院であるとか、いろんな食料を利用しておるところに、「使ってもらえませんか」というようなことで案内をかけておって、なるべく利活用をしようというようなこともしておりますし、また、地域の防災訓練等において使ってもらおうというようなこともありますけど、そういった案内をしておりますけど、やはり施設におきまして、計画といいますか、自分のところで材料を食材入手しとったりとか、食品自体の数量等々から、こちらは提供したいと思っているんですけど、なかなか引き受けてもらえないというようなことが、27年度のところの案内ではそういった状況がございましたけど、これからはなるべくそういったところについては、利活用できるように進めていきたいというふうに思っておりますけど、実態としてはなかなかそういったものはきれいに利用できてないというのは、実態であろうかというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 今言われた、消費期限が切れた利活用ですけれども、八幡の場合しかよそのことは余り知りませんけども、結構火災が多くて、火災とまた人探し、最近、人探しが結構多いんですけども、その折に女性防火クラブが中心になって必ずこのアルファ米を、最初に炊き出しとして使っているんですけども、そういうところへは全然流れてはいないということですか。

○議長（渡辺友三君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） いろいろなところに照会をかけて、扱ってもらいたいと思いますし。今、八幡の防火婦人会については、それがいってないということでございますので、よろしくお願ひします。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 8番 田代はつ江君。

○8番（田代はつ江君） 結構、八幡のところもそういうのがあれば利活用が十分できると思いますし、また、これを利活用しながら防災訓練等に使えると思いますので、そういうものがありましたら、ぜひ、回してあげていただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 市としてもなるだけ使いたいと思ってますので、先ほど言いましたように、27年度、病院であるとかそういった施設のほうには、案内をかけておったところでございますけど、今、婦人防火クラブ等については、そういった照会をかけてなかったということでございますので、今後におきましては、なるべくそういった広い防災団体等について照会をかけていって、なるべく有効に使っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） そのほか、よろしいですか。はい。

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第71号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第71号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり承認することといたしました。

◎議案第72号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程22、議案第72号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 議案第72号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上

市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号））。

平成27年度郡上市国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成27年度郡上市の国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,417万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,769万円とし、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,060万9,000円とする。

第2項は省略をさせていただきます。

地方債の補正でございます。第2条、直営診療施設勘定の地方債の廃止は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月31日専決、郡上市長 日置敏明。

この資料の6ページをお願いしたいと思います。

第2表の地方債の補正でございます。廃止をお願いするものでございます。起債の目的につきましては、病院事業、額にしましては4,400万円。廃止の理由でございますけれども、特別調整交付金が充当できるということで、そのことによりまして事業実施をするということの廃止でございます。

続きまして、事業概要説明一覧表の21ページからお願いをしたいというふうに思います。

国民健康保険特別会計の事業勘定でございます。21ページからお願いいたします。上段歳入でございますけれども、国庫支出金のうち特別調整交付金補正額が4,417万円の増でございます。この増の理由でございますが、昨年度、市内の4診療所におきまして電子カルテを導入をさせていただきました。当初予算におきましては、その財源として地方債を充当するという形で予算をお認めをいただきましたが、この電子カルテシステムにつきましては、昨年12月の1日から稼働をし、それに係る費用については12月中の支払いを完了したということで、27年度の財源としてこの交付金が確保ができたというところから、増額をお願いするというものでございます。

対しまして、下段でございますが、直営診療施設勘定の繰出金でございますが、同額につきまして直診勘定のほうへ繰り出しをお願いするということでございます。

1枚はねていただきまして、22ページをお願いいたします。国民健康保険特別会計の直営診療施設勘定でございます。上段の歳入でございますけれども、款1の診療報酬のうち入院収入の現年分でございますが、こちらにつきましては財源充当ということでございます。

次に、款４の繰入金のうち一般会計の繰入金でございますけれども、24万8,000円の減額であります。これは先ほど申しました、特別調整交付金が事業費のほぼ満額が確保ができたというところから、その交付決定によりますところで17万円を減額をするもの、それから和良診療所の検体検査の実績に伴いまして、7万8,000円の減額をお願いするものであります。

同じく繰入金の国保事業勘定の繰入金でございます。国保の事業勘定でも御説明をさせていただいた額になりますが、4,417万円の増額でございます。電子カルテ導入に伴います、交付決定による増額をお願いするものであります。

対しまして、市債のところの病院事業債でございますが、4,400万円の減額をお願いするものであります。同様に電子カルテ導入に伴いまして、交付金を充当させていただくということに伴いまして、起債全額について減額をお願いするというものでございます。

下段でございます。歳出でございますけれども、和良診療所の医療用の機械器具費につきましては、税源充当でございます。和良診療所の検査委託費7万8,000円の減額であります。実績に伴います減額であります。歳入歳出とも7万8,000円の減額をお願いするものでございます。

以上、よろしくお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第72号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第72号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第73号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程23、議案第73号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市

下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）を議題といたします。

説明を求めます。

環境水道部長 平澤克典君。

○環境水道部長（平澤克典君） 議案第73号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号））。

平成27年度郡上市下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚おめくりをいただきまして、1ページをお願いいたします。

平成27年度郡上市の下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,110万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億4,372万3,000円とする。

2項は省略させていただきます。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は「第2表 地方債補正」による。

平成28年3月31日専決、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりをいただきまして、3ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。下水道事業の個別排水事業債といたしまして、補正後の限度額270万円、それから辺地対策事業といたしまして限度額でございますが、170万円。過疎債対策事業といたしましてゼロ円。合計で3億3,800万円とするものでございます。

次に、平成27年度補正予算の事業概要説明一覧表につきまして説明申し上げます。23ページをよろしくをお願いいたします。

下水道事業特別会計個別排水事業の歳入でございます。款1現年度受益者分担金、補正額といたしまして160万円の減、款3の個別排水事業の国庫補助金344万1,000円の減、款5個別排水事業の一般会計繰入金でございます、66万7,000円の減、款8下水道事業債でございます、420万円の減、辺地事業債100万円の減、過疎事業債20万円の減、合計といたしまして1,110万8,000円の減でございます。

補正理由はいずれも事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出でございます。

款3個別排水建設事業でございます。補正額1,110万8,000円の減額でございます。これは右側でございますが、補正前が20基でございましたが、実績としまして18基のマイナス2基でございます。内訳といたしまして、5人槽につきましては5基の変わりませんが、7人槽につきまして12基が13基と1基の増。しかし、18人槽ほか3基、大型でございますが、こちらのほうがございませんでし

た。

以上、事業の確定によるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第73号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第73号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第74号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程24、議案第74号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 議案第74号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（専決第1号））。

平成27年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（専決第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚めくっていただきまして、平成27年度郡上市宅地開発特別会計補正予算（専決第1号）。

平成27年度郡上市の宅地開発特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ59万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ584万2,000円とする。

2項は省略させていただきます。

平成28年3月31日専決、郡上市長 日置敏明。

先ほど説明されております、事業概要説明一覧表の24ページをごらん願いたいと思います。24ページの上段のほうの歳入のほうですが、款1の財産収入のほうの土地売却収入でございますが、円山住宅の販売の区画なんです、5区画が残っておりまして、当初予算でDの7の公募を予定しておりましたが、Dの16のほうが平成27年の4月に契約いたしまして、526.56平米ですが、D7からDの16のほうへということで補正を願いたいということで、この土地の差額の59万7,000円が補正額として歳入の減額であります。

下段のほうの歳出のほうでございますが、款1の総務費の宅地分譲事務経費496万8,000円の増ということでございますが、内訳のほうでございますが、報償費これは建築祝い金ということになります、10万円の減ですが、27年の4月に契約されたんですが、所有権移転の日から7年以内に建築するということですが、27年度には家のほうは建てられないということで、建築祝い金の10万円は減ということです。

それから、役務費のほうですが、これは販売手数料ということで媒介指定業者のほうに払うわけですが、直接市との交渉ということで、これにつきましても27万2,000円の減額。

それから、一般会計の繰出金でございますが、これにつきましては537万円ということでございます。

それから、3の予備費のほうでございますが、予備費が556万5,000円の減額と予備費が不用になったためということでございます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第74号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第74号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は3時を予定いたします。

（午後 2時47分）

○議長（渡辺友三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3時00分）

◎議案第75号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程25、議案第75号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

建設部長 古川甲子夫君。

○建設部長（古川甲子夫君） 議案第75号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号））。

平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

2枚目をめくっていただきまして、平成27年度郡上市小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号）。

平成27年度郡上市の小水力発電事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ206万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,324万6,000円とする。2項につきましては省略させていただきます。

平成28年3月31日専決、郡上市長 日置敏明。

事業概要表の25ページのほうをごらん願いたいと思います。

上段のほうで、歳入のほうでございますが、款のほうの諸収入のほうの2電気事業収入のほうですが、電気事業収入が206万7,000円の減額ということで、当初予算につきましては4月からの稼働を見込んでおりましたが、6月1日から石徹白清流発電所のほうが稼働しておりますので、この分の収入が2カ月入らなかったということで減になります。

それで、収入に伴う使用利用率のほうの関係でございますが、使用利用率といいますのが最大出力に対する発電電力量でございますけども、6月から3月までという中で80.6パーセントという実績でございました。

なお、途中で朝日添のほうの水位のほうの分水のほうもありまして、事業が一部、工事にとめたということもありますし、そういうことで80.6パーセントという実績でございました。

続きまして、歳出のほうでございますが、款1の電気事業費のほうでございますが、138万1,000円の減ということでございます。

需要費につきましては、電気料修繕費等のほうの減額でございますし、役務費につきましては通信システム回線料、それから委託料のほうにつきましては7万5,000円の減ということです。

委託料につきましては、協同組合のほうの委託とか、あとイビデンのほうの定期点検とか、中部電気保安協会のほうへ委託料としては全体では支払いをしております。

それから、公課費につきましては68万2,000円の減ということで、これは消費税の減ですが、消費税につきましては1年目ということで、本来、当初予算で見込めばよかったんですが、ちょっと計上しておりまして、ここで減額ということにさせていただきました。

それから、一般会計の款2の諸支出金のほうの一般会計繰出金につきましては58万6,000円の減ということで、確定による減額でございます。

それから、予備費のほうでございますが、これも事業の確定によりまして10万円の減ということでございます。

以上でございます。どうかよろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第75号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第75号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第75号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第76号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程26、議案第76号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（専決第1号））を議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第76号 専決処分した事件の承認について（平成27年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（専決第1号））。

平成27年度郡上市明宝財産区特別会計補正予算（専決第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚はねていただきまして、1ページをお願いします。

平成27年度郡上市の明宝財産区特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ373万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,672万3,000円とする。2項は省略させていただきます。

平成28年3月31日専決、郡上市長 日置敏明。

事業概要説明一覧表の26ページ、最終ページをお願いいたします。

歳入、一般会計繰入金373万9,000円の減でございます。里山林整備事業の確定に伴う一般繰入金の減でございます。

歳出、造林事業費351万7,000円の減でございます。これは里山林整備事業に対する委託料、不用木の除去、工事請負費、既存施設の改修の確定に伴う減でございます。

予備費22万2,000円の減でございます。造林事業費への充当でございます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第76号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認め、採決を行います。

議案第76号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第76号は原案のとおり承認することと決定いたしました。

◎議案第77号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程27、議案第77号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第77号 郡上市教育委員会委員の任命同意についてでございます。

郡上市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

きょうお配りをさせていただきました議案に名前を入れさせていただいております。

住所、郡上市大和町徳永351番地の水野秋子さんでございます。生年月日はごらんをいただいたとおりであります。

今般の任期満了は、高鷺在住の女性の委員でございます。

そうしたことも勘案をし選考が進められたわけでありますけれども、水野秋子さんは地元の高校を卒業されて、初めに大和村役場にお勤めになられました。それから一旦退職をされましたが、大和西小学校での事務員の御経験をされ、また続きまして郡上郡教育研究所に12年間、また、郡上市の学習支援センターにも2年間、こうした事務の御経験がございます。現在は、白鳥の民間企業にお勤めでございます。

それで、特に平成4年以降、手話にお取り組みでございまして、大和町手話サークルこぶしの会に入会をされておりまして、現在は平成26年4月から八幡町にあります手話サークルたんぼぼの会、こちらの会長もお勤めの方でありまして、小学校での手話教室、あるいは成人式、福祉フェスティバル等での手話の通訳等、御活躍の女性の方でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） それでは説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第77号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第77号について原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号は原案に同意することに決定いたしました。

◎議案第78号について（提案説明・採決）

○議長（渡辺友三君） 日程28、議案第78号 郡上市監査委員の選任同意についてを議題といたします。

説明を求めます。

（9番 兼山悌孝君 退場）

○議長（渡辺友三君） 市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第78号 郡上市監査委員の選任同意についてでございます。

郡上市監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

郡上市八幡町2丁目4番地9、大坪博之さんでございます。生年月日はごらんいただいたとおりです。

また、議員のうちから選任する監査委員としては、兼山悌孝議員でございます。議会議員でございます。御経歴等につきましては省略をさせていただきたいと思いをします。

それで、大坪博之さんでございますけれども、地元の高校を卒業されましてから、地元の金融機関に長くお勤めございまして、昭和41年から平成13年までお勤めございまして、また平成13年からは理事あるいは常勤の監事として地元金融機関で10年役員をやられておみえでございます。平成23年には退職をされました。以降、五町の地区長あるいは川合西部の自治会長等の地元の自治会の役もお務めの方でございます。

これからますますいろいろと公会計においての取り組みとか、あるいは企業会計も郡上市もございしますので、そういうことに精通もされておるということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第78号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いをします。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第78号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 討論なしと認めます。

採決を行います。議案第78号について、原案に同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号は原案に同意することに決定いたしました。

兼山議員の入場を許可いたします。

（9番 兼山悌孝君 入場）

◎議案第79号について（提案説明・質疑・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程29、議案第79号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について

てを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは、議案第79号 市長等の給料の月額の特例に関する条例の制定について。

市長等の給料の月額の特例に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由でございますが、市長及び副市長の給料の月額を任期中減額するため、この条例を定めようとするものでございます。

これは、日置市長御就任以後ずっとこうした措置をとられておりまして、これまでも市長が10%、副市長、教育長が5%、条例に定められた給料から減額をされているものを、今回も継続されるものでございます。

それでおめくりをいただきますと、今回制定する条例の本文がございますが、これまでも同じ趣旨の条例がございました。

今般、この条例につきましては、総務委員会に付託され、また議決につきましては、議会の日程からいきますとこの附則の第1条にあります、前の附則からいきますと、いわゆる28年のこの市長のこれまでの条例が、28年の4月30日限りでその効力を失うと、1期ごとのこの期限つきの条例になっておりますので、それで今般の会期の予定上の議決の日には既に失効をしておると、こういうことを踏まえまして、今般、新たな条例として提案をさせていただくということになったものでございます。

第1条につきましては、市長の給料の月額の特例ということでございまして、本来のこの郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例、この第3条に本則としては82万9,000円の規定がございます。

これを55歳以上の部長職が1.5%カットという人事院勧告がございまして、それにあわせて81万7,000円まで減額をされておりますが、その金額からさらに当該給料の月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とするということで、1.5%カットした上で、10%を減ずると、こういうものでございます。

また、第2条につきましては、副市長の給料の月額の特例でございまして、こちらにつきましては、給与条例の第3条におきまして、本則66万4,000円、これから1.5%カットされまして65万4,000円、これから100分の5%を乗じて得た額を減ずるということでございます。

附則では、28年の6月1日から施行するということでございまして、これは議決が5月に入りますので、5月分の給料の算定の期間に既に5月が入っておりますので、この特例条例につきまして

は、6月分から適用するということでございます。

それから、この条例の効力につきましては、市長の任期、それから副市長の任期にあわせて、平成32年5月1日までということとしてございます。

また、給料の特例として、附則の3、4、5、この部分にありますのは、いわばこの4月分と5月分が、4月につきましては4月の10日までが減額されたもの、11日から月末までが満額となった形、それから5月分が満額となった形となりますので、その部分を6月に支給する市長の給料からその分を減額した形で清算をするということでございます。

副市長につきましても同じような清算の方式をとらせていただきます。

また、期末手当の額の算出の基礎となる給料の月額には、この前2項は適用しませんが、この特例条例を適用した額を基礎額とするということとなります。

資料を添付をさせていただいておりますが、ただいまお話をしましたことにつきまして、説明文が載っておりますが、ただいま申し上げたとおりでございます。

裏面を見ていただきますと、四角におきまして市長及び副市長の月額ということで、市長は条例本則の額82万9,000円、これに条例附則による減額措置1.5%のカット、これが1万2,000円になります。これからさらに10%を減ずるということで、73万5,300円。

副市長におきましては66万4,000円が62万1,300円と、こういう額でございます。

詳細の、先ほど申し上げました、4月分、5月分の給料でどうなり、6月分で、したがって清算で幾ら減ずるというものにつきましては、その他の4のところで明細を書いておりますので、ごらんをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 1点お伺いをいたしたいと思います。

この給与というものに関してですけれども、まず私はどういう会社であっても、この給与というものは、その働きによって実費をしっかりと受給するというものだとは私はまず思っております。

でも、これを理由といたしまして、日置市長就任以来でございますけれども、厳しい財政状況を鑑みてこのようにされておるといような概要が載せられておりまして、これは多分以前とその概要は変わらないということを思っております。

まず、その中で財政状況という理由からがこの文面に載っておりますから、市民の感情とか、そして道義的なこととか、そういったものがまずなしとして考えられますと、この財政状況を鑑みてということで、どれだけのこのレベルを鑑みておられるのかということを私思うわけです。

財政力に関しましても、非常に市長が就任されましてから改善をされました。

そのあたり、このことがどう市長は思われているかということをお聞きしたいことと、これが慣例的になって、また恒常化していくようなことも考えられると、私たちもこうして同席しておりますと、これが当たり前かのように捉えてしまう、そのことは一つ心配であります。

もしもこの概要にある厳しい財政状況を鑑みてならば、市の行政そして市議会、この両輪といわれておる我々は、前も私申し上げたことがあるわけですが、その決められた報酬をいただきながら、今回、政務活動費というものの、その活動のために実費として与えられるということから、私たち我々といえますか、私としては、その市長の思いの中にその市民感情とか、道義的とか、一切ない中でこの思いでされることならよくわかりますけれども、そうでないと、私は心が痛みます。

ですから、これが恒久化していかないためにも、これはあるところで一線を引かれる形のことを市長が任期中にでも述べられるべきということを私は思うわけです。

それが1点お聞きしたいこと、そしてこのごろ、市長も退職金ということに関しましてもそういう改選があったり、いろんな自治体でもそういうことを市長のその退職金についてのカットとかを掲げられる、そういう風潮もございます。これはよそのことも見られたことを一切申し上げませんが、本条例のほうと、特例の条例のほうと、例えば退職金に関しては、在任期間の報酬額にかけられて退職金が決まるわけですから、この場合、本条例の額を加算して決められておるのか、もしくはこの特例でもこれはしっかりとした条例がございます。減額されておる条例、それをもととして退職金を計算されておるのか、そのことについても確認のためにお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○議長（渡辺友三君） 市長 日置敏明君。

○市長（日置敏明君） まず、市長あるいは副市長、教育長、副市長、教育長にもお願いといえますか、そういう措置をとらせていただいているんですけれども、これは郡上市の財政というものがいろいろとこれまでの何年間かの努力によって、例えば実質公債費比率が下がってきたとか、そういうような形で改善の兆しは見せておりますけれども、まさにきょう提案説明でも申し上げましたように、平成30年度までかけて、これから28、29、30と、特に地方交付税の段階的縮減というような形で、むしろ一般財源が縮減をする局面を迎えていくわけです。

そのようなことで、私としてはやはり今、1期目は厳密に言いますと最初からではございませんでしたが、2期目にとってきたこの措置を何らかの形でもとに復するとかというような、やはり状況ではないということを考えまして、今回このような条例を提案をさせていただいたわけです。

首長の給料というものがどれくらいであつたら、あるべきかというようなことは、これは例えば名古屋市の例を見ましても、月額50万円というようなことで、それをまたボーナスにも反映をさせておられますけれども、ああいう大都市においても一つの考え方として、そういうものがあるとい

うこともあります、私は今回も継続をさせていただきましたのは、一つはそういう郡上市の特に一般財源の状況というものは、これから向こう4年間、まさにそういう形で厳しくなっていくという局面の中で、やはりもとへ戻すという状況にはないというふうに判断をさせていただいたということです。

ただ、これは確かに私自身の考え方はそのようなことでありますし、また初代の碓市長におかれども、むしろ減額率はあの当時、平成18年度、19年度、非常に財政が厳しかったころは、私の10%よりも強い減額措置をとっておられました。

そのようなことで、私としてはこれを今もとに復するという客観的な情勢にはないということで、このような提案をさせていただきました。

ただ、そのようにするならば、議会もということもあるかもしれませんが、ただ議会はやはり私は客観的に見て、一時期その年額を改定をいたしたり、また、今の政務活動費はこれは全く違う観点から、議会活動を活発化するという観点からであり、透明性が図られれば、そしてそれに見合った活動がなされれば、市民の理解は得られるものというふうに考えておりますので、そちらのほう、この私どもの措置に関連して議会のほうが何か御遠慮いただくようなことはなさなくて、私は市民の了解は、理解は十分得られるというふうに思っておりますので、何とぞこういう私どもの気持ち、こういう形でこれからも職員に対しても何らかのいろんな形でこれからも十分な、例えば職員についても郡上市の場合は、管理職手当等については非常に低い比率で頑張ってもらっているというようなこともあって、私としてはみずからその姿勢を示すということで、これを今期も引き続き貫かせていただきたいというふうに思っております。

ただ、これは非常に、一つはもちろん何と言いますか、横並びとかいろんなことがあるかと思いますが、非常に現に首長職をやっている者としての考え方でありますので、他に及ばせるということはいかがかということで、自分の任期中という時限措置のような形でやらせていただきたいというふうに思っております。

現在、岐阜県内の首長さん方でもこういう形の減額措置をとっている、市だけでいいましても数市ございます。それらのところは、やはりなかなか厳しいところであるというふうに思っております。

そのようなことで、私としては引き続きこれは自分の姿勢として、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、退職金についてでありますけれども、退職金につきましては、郡上市の場合に特別職も、それから一般の職員も、岐阜県退職手当組合という組合に加入をしているということで、退職金の例えば月数であるとか、そういったことは県の加入している、かなりの市町村が加入しているわけでございますが、それに従っているということでございます。

その際に、基礎になっているのは、この減額をしたほうの現に受け取っている給料月額によって、普段の毎月の掛け金も、負担金もそれで納めておりますし、何分の何というやつをですね、それで頂戴をするときにも、それが基礎になるということでございます。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 5番山川議員。

○5番（山川直保君） 今、市長のお答えになりました市長が任期のうちというふうに表現されました。

これは任期がいつになるかということは、任期満了までということなのでいいんですけども、それがどうしてもある程度の市長の言葉の中からの財政力といいますか、財政をどういう目線で見た部分からかというところの見解が1つ、2つでも、任期中にでもある程度出てくることを私は願いたいわけです。

というのは、やはりこれ恒久化されていくということの感覚を受けとるわけですね。

そうしますと、やはりどういう会社でも、どんな自治体でもそうなんですけれども、やはり厳しいときは、その経営者が自分みずから身を切ることも大事ですね。ですから、それを切られるということとはよくわかります。

ですけど、私たちも、私もですね、そういう経営者のほうの仲間の部類なわけなので、例えば、市長さんもやはりその実費としてやっぱりしっかりと認められて、それだけの働きをしているという場合に、これはやはり日置市長の任期のうちにでも、それをある程度お認めになりながら、何とかそういう恒久化するような感覚を持たれないようにしておいていただきたいということを願うわけです。

以上です。

○議長（渡辺友三君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしの声でございます。質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第79号については、所管の総務常任委員会に審査を付託したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号については、所管の総務常任委員会に審査を付託することに決定いたします。お諮りをいたします。ただいま総務常任委員会に付託しました議案第79号については、郡上市議

会会議規則第44条の規定により、4月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号については、4月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第80号について（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程30、議案第80号 教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

市長公室長 田中義久君。

○市長公室長（田中義久君） それでは議案第80号です。

こちらは、先ほど市長、副市長の給料の月額でしたが、教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

教育長の給料の月額の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、教育長の給料の月額を任期中減額するため、この条例を定めようとするというものでございます。

おめくりをいただきますと改正する条例の本文がございしますが、もう1枚おめくりください、済みません。

そうすると新旧対照表がございまして、この教育長の任期につきましては5月13日でございますので、この条例の改正という手続がこの期間内で間に合うと、こういうことでございまして、先ほどは新たに同じ趣旨の条例を定めるというものでございましたが、本条例の改正につきましては、こうした手続において同じ教育長に5%の給料の減額を措置すると、こういうものでございます。

そこで旧のほうですが、右のほうには28年の5月13日までというものを、平成31年5月13日までということでございます。附則につきましては表題を2つつけ、それから、この条例は平成31年の5月13日限りでその効力を失うとしております。

資料を添付しておりますけれども、先ほどもちょっと御指摘等もあったわけですが、概要としてやはり現下の厳しい市財政状況に鑑み、教育長の給料月額的一定割合を任期中減額するため、この条例を定めるということでございます。

それで、特に今回変更点は、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正によ

りまして、教育長の任期が3年というふうになります。

したがって、今般この任期にあわせた形で3カ年の期間というふうな期限付きの一部改正ということでございます。

施行の期日につきましては公布の日からということです。

それから、給料の月額につきましては、本則56万6,000円、これから1.5%を引き、また5%を減額するということで53万100円と、こういう額となります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第80号については、所管の総務常任委員会に審査を付託したいと思えます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号については、所管の総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま総務常任委員会に付託しました議案第80号については、郡上市議会会議規則第44条の規定により、4月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第80号については、4月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第81号について（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程31、議案第81号 郡上市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第81号 郡上市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条

例について。

郡上市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

提案理由、行政不服審査法の施行に伴い所要の規定を整備するため、この条例を定めようとするものでございます。

1枚おめくりいただきますと、本文がございまして、その次のところに新旧対照表がございまして。

そのほか、議案資料としまして1枚ものを配って置いておりますので、議案資料と新旧対照表で説明させていただきたいと思っております。

第1条の改正内容でございますけど、第1条は議事についての調書等についての記述でございますけど、旧のところを見ていただきますと、書記は前3条に規定するものというふうに書いてございますけど、今回改正によりまして、第7条から第9条までというふうに変更させていただいております。

これにつきましては、今年度3月議会におきまして10条のところに1条追加条例を提案しておりまして、条ずれを起こしておりまして、前3条というところを、本来であれば7条から9条までというふうに変更するのが正しかったのでございますけど、そのところについての今回改正漏れのための訂正というものでございます。

なお、これにつきましては国の準則に従った改正というものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、2ページ目の2条でございますけど、これにつきましては、この条例改正の附則で、適用区分を掲げておるのでございますけど、附則の2のところでございますけど、旧のところ、アンダーラインのところを見ますと、附則の適用は平成28年度以後の固定資産台帳に登録された価格に係る審査の申し出のものについて適用されるというところでございますけど、今回の国のほうの準則のほうの改正がございまして、その記述につきまして、新にありますように、平成28年4月1日以後に地方税法第411条第2項の規定による公示、もしくは同法第419条3項の規定による公示があった場合、または同法第417条第1項後段の規定による通知がというときの場合に適用されるというふうに、文言の記述の改正をさせていただいております。

また、旧のほうの後段のところでございますけど、これは適用除外の分でございますけど、そのところにつきましては、従前は「平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申し出（申し出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申し出を除く）」というふうに記述されておりますけど、今回、国の準則による改正によりまして、このところについては、同日前に公示がされた場合については従前の例によるということで、4月1日以前に公示がされたところについては従前の例によると、こういうふうな文言の記

述改正があったというところの改正でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この施行につきましては、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 説明が終わったので、質疑を行います。

質疑がございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 質疑なしと認めます。

お諮りをいたします。議案第81号については、所管の総務常任委員会に審査を付託したいと思ひます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号については、所管の総務常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま総務常任委員会に付託しました議案第81号については、郡上市議会会議規則第44条の規定により4月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第81号については4月28日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎議案第82号について（提案説明・委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程32、議案第82号 平成28年度郡上市一般会計補正予算についてを議題といたします。

説明を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 議案第82号 平成28年度郡上市一般会計補正予算第1号について。

上記について、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚はいでいただきまして、1ページをお願いします。

平成28年度郡上市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ770万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ279億1,070万9,000円とする。2項については省略させていただきます。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

なお、詳細につきましては、お手元に事業概要説明一覧表を配付しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） お諮りをいたします。議案第82号については、所管の予算特別委員会に審査を付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号については、所管の予算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

お諮りをいたします。ただいま予算特別委員会に付託しました議案第82号については、郡上市議会会議規則第44条の規定により、4月20日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。

よって、議案第82号については、4月20日午後4時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎報告第3号について（報告・質疑）

○議長（渡辺友三君） 日程33、報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

総務部長 三島哲也君。

○総務部長（三島哲也君） 報告第3号 専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成28年4月19日提出、郡上市長 日置敏明。

1枚おめくりいただいております。

専決第1号 専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年4月4日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容。

平成28年3月21日午後4時30分ごろ、郡上市白鳥町白鳥地内の市道為真・二日町線を相手方車両が走行中、道路舗装の剥がれによる穴上を通過したため、車両左側タイヤが損傷した。市は示談により損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方。記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、1万3,338円でございます。

続きまして、専決第2号でございます。

専決処分書（和解及び損害賠償の額の決定について）

和解及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成28年4月8日、郡上市長 日置敏明。

1、損害賠償による和解の内容。

平成28年1月20日午後9時45分ごろ、加茂郡富加町大平賀地内において主要地方道58号線を東進中、凍結した路面でスリップし縁石を乗り上げ、歩道傍らのガードパイプに衝突した。

市は示談により、損害を賠償する。

2、損害賠償の相手方。記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額。16万2,000円でございます。

どうも失礼しました。

○議長（渡辺友三君） 質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） 専決の2号のほうですけども、これ12月議会にも指摘させていただいたが、大平賀地内において主要地方道58号線を進行中とありますが、公用車なんですか、何なんですか。

○議長（渡辺友三君） 健康福祉部長 羽田野博徳君。

○健康福祉部長（羽田野博徳君） 車両は公用車でございます。

和良の診療所が所有をしておる車両でございます。登録年次は平成12年の6月という車両でござ

ざいます。

(挙手する者あり)

○議長（渡辺友三君） 10番 山田忠平君。

○10番（山田忠平君） あの統一してもらいたい、文章。12月に指摘させてもらいました。

よろしくお願いします。

○議長（渡辺友三君） 質疑そのほかございますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（渡辺友三君） それでは、以上で報告第3号を終わります。

◎散会の宣言

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。長時間にわたり、慎重審議をいただき、ありがとうございました。

本日はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

(午後 3時58分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会臨時議長 山 田 忠 平

郡 上 市 議 会 議 長 渡 辺 友 三

郡 上 市 議 会 議 員 三 島 一 貴

郡 上 市 議 会 議 員 森 藤 文 男